

## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

|                           |                                                                                                                                                                                                        |                                                    |                                 |       |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------|-------|
| 年 月 日                     | 令和6年4月1日他                                                                                                                                                                                              |                                                    |                                 |       |
| 年会費名                      | 新生奈良研究会 年会費                                                                                                                                                                                            |                                                    |                                 |       |
| 相手方                       | 株式会社 奈良新聞社                                                                                                                                                                                             |                                                    |                                 |       |
| 年会費支払目的                   | 情報収集し、議会での質問に役立てるため                                                                                                                                                                                    |                                                    |                                 |       |
| 按分率の説明                    | 按分率75%<br>その理由（飲食を伴う意見交換会の経費を除く）                                                                                                                                                                       |                                                    |                                 |       |
| 活動内容等<br>※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容<br/>新たな奈良県の創生、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換を行う。</p> <p>◆本会の活動頻度<br/>年4回の講演会、年2回の視察研究会</p> <p>◆参加者の状況<br/>地方議員のほか、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>○本県の諸問題の把握に努め、本会議での質問等議員活動に役立てている。</p> |                                                    |                                 |       |
| 経費                        | 項目                                                                                                                                                                                                     | 金額                                                 | 内容                              | 領収書番号 |
|                           | 年会費                                                                                                                                                                                                    | 令和6年4月～9月までの6ヶ月分<br>(60,000×6/12)<br>=¥30,000      | 講演会、視察研究会<br>(飲食を伴う意見交換会の経費を含む) | 3     |
|                           | 年会費                                                                                                                                                                                                    | 令和6年10月～令和7年1月までの4ヶ月分<br>(60,000×4/12)=<br>¥20,000 | 講演会、視察研究会<br>(飲食を伴う意見交換会の経費を含む) | 118   |
|                           | 合計                                                                                                                                                                                                     | ¥50,000 円 （75%が政務活動費、¥37,500 円）                    |                                 |       |
| 備考                        | 添付資料：新生奈良研究会規約                                                                                                                                                                                         |                                                    |                                 |       |

対象は、令和7年1月分までとする。

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 新生奈良研究会規約

- 第1条 名 称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目 的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事 業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広 報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会 員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会 費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内  
に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

第11号様式の6 (第5条関係)

| 政務活動記録簿 (ホームページの開設等)    |                                                                            |           |                                |                       |                                           |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------|
| 会派・議員名 清水 勉             |                                                                            |           |                                |                       |                                           |
| 年 月 日                   | 令和6年4月22日 他                                                                |           |                                |                       |                                           |
| 表題                      | 奈良県議会議員 清水 勉 公式ホームページ                                                      |           |                                |                       |                                           |
| 対象者                     | インターネット利用者                                                                 |           |                                |                       |                                           |
| 開設目的                    | 適宣、議会報告等を行い、意見・要望等を求める                                                     |           |                                |                       |                                           |
| 按分率の説明                  | 按分率 50%<br>その理由 (後援会・政党支部へのリンク)                                            |           |                                |                       |                                           |
| 内容                      | 議会活動報告<br>県民への意見募集<br>議員のプロフィール等                                           |           |                                |                       |                                           |
| ホームページ<br>制作等に要した<br>経費 | 項目                                                                         | 支払先       | 金額                             | 金額の積算                 | 領収書番号                                     |
|                         | レンタルサーバー料                                                                  | AUC       | 6,380×10<br>=¥63,800           | 定額                    | 14.32.49<br>69.87.<br>104.123.<br>138.171 |
|                         | SSL 証明書更新(令和6年度分)                                                          | キシステム株式会社 | (33,000+220)×<br>10/12=¥27,683 | SSL 証明書更新<br>(令和6年度分) | 11                                        |
|                         | ホームページ修正                                                                   | キシステム株式会社 | 8,800+110=¥8,910               | プロフィール内容修正            | 46                                        |
|                         |                                                                            |           |                                |                       |                                           |
|                         | ※ 50% 充当 「((6,380×10)+27,683+8,910)×50%=¥50,196 円」                         |           |                                |                       |                                           |
| 備考                      | ホームページアドレス : <a href="http://www.t-shimizu.jp">http://www.t-shimizu.jp</a> |           |                                |                       |                                           |

サーバーレンタルの対象期間は令和7年1月までとする。

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

## サーバーホスティング契約書

委託者 奈良県議会議員 清水 勉 (以下「甲」という。)と受託者 株式会社 アジア・ユナイテッド・コンピューティング (以下「乙」という。)は、この契約に定める条件でサーバーホスティングに関する契約を締結する。

### (契約約款)

第1条 「甲」は、「乙」のWebホスティング・フレンズプランサービス契約約款の各条項を承認のうえサービス契約をするものとする。

### (ホスティング利用内容)

第2条 月額ホスティング費用 5,800円 (消費税別途)  
サーバー年管理費用 11,800円 (消費税別途) 2月

### (契約の解除)

第3条 「甲」が解約を申し出る場合は、解約予定月の3か月前までに申し出るものとする。

### (自動継続)

第4条 「甲」から解約の申し出が無い場合又は「乙」の料金の改定が無い場合は次年度に自動継続するものとする。

### (その他)

第5条 本契約に定めのない条項は「甲」・「乙」協議して定めるものとする。

平成29年4月1日

住 所 636-0023

奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

「甲」

奈良県議会議員 清水 勉 事務所

氏 名

清水 勉

住 所 630-8002

奈良県奈良市二条町2丁目2-7 武田ビル2F

「乙」

株式会社アジア・ユナイテッド・コンピューティング

氏 名

代表取締役

正 木

茂



## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

|                               |                                                                                                                                                                        |                              |         |       |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------|-------|
| 年 月 日                         | 令和6年5月13日（月）                                                                                                                                                           |                              |         |       |
| 年会費名                          | 特定非営利活動法人 奈良難病連（令和6年度 賛助会員会費）                                                                                                                                          |                              |         |       |
| 相手方                           | 特定非営利活動法人 奈良難病連                                                                                                                                                        |                              |         |       |
| 年会費支払目的                       | 情報収集し、議会での質問に役立てるため                                                                                                                                                    |                              |         |       |
| 按分率の説明                        | 按分率100%<br>その理由（すべて政務活動に要する経費である）                                                                                                                                      |                              |         |       |
| 活動内容等<br><br>※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容<br/>医療福祉の充実を求め、国会請願を毎年行い、機関誌の発行や学習会などを開催することによって、会員や一般県民への啓発活動を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度<br/>総会及び講演会</p> <p>◆参加者の状況<br/>賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p> |                              |         |       |
| 経 費                           | 項目                                                                                                                                                                     | 金額                           | 内容      | 領収書番号 |
|                               | 令和6年度<br>賛助会員会費                                                                                                                                                        | 5,000                        | 総会及び研修会 | 26    |
|                               | 振込手数料                                                                                                                                                                  | 203                          |         | 26    |
|                               |                                                                                                                                                                        |                              |         |       |
|                               |                                                                                                                                                                        |                              |         |       |
|                               |                                                                                                                                                                        |                              |         |       |
|                               |                                                                                                                                                                        |                              |         |       |
|                               | 合計                                                                                                                                                                     | 5,203 円 （すべて政務活動）対象は 4,335 円 |         |       |
| 備 考                           | 添付資料：特定非営利活動法人 奈良難病連 定款<br>2023年度事業報告書・活動計画書<br>賛助会員会費；令和7年1月分までを対象→ $5,203 \times 10/12 = 4,335$                                                                      |                              |         |       |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイイツビル106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるように支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供することを行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う、

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う、

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 難病患者への相談と支援に関する事業
  - ② 難病の啓発に関する事業
  - ③ 情報収集及び提供に関する事業
  - ④ 難病の研修会、学習会に関する事業
- (2) その他の事業
  - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人

- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに当たるときは、その資格を喪失する

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに当たるときは、総会の議決により、これを除名することができる この場合、その会員に対し、議決の前にその旨を明示の機会を与えなければならない

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(提出物品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づく、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを

解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び別表予算並びにその変更

(5) 事業報告及び別表決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度中の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな債務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に關する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会務において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電報的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (機能)

第32条 理事会は、この定款に定められているもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

### (招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に付して通知しなければならない。

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議決の決するところによる
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面もしくは電報的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす

### (表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(6) その他の収入

(議決)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする

2 理事会の議長は、理事多数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会衆において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

1 資産の構成

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産が生じる収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非常活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非常活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決議に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(随機の前置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 機関

(総則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| 役職名  | 氏名     | 住所又は居所 |
|------|--------|--------|
| 理事長  | 神田 菊三  |        |
| 副理事長 | 小橋 重徳  |        |
| 理事   | 山口 純子  |        |
| 同    | 児玉 久美子 |        |
| 同    | 蜂谷 あさ子 |        |
| 同    | 井谷 真砂人 |        |
| 監事   | 森岡 和子  |        |
| 同    | 長尾 恭子  |        |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする

(1) 正会員 350円 (年額)

(2) 賛助会員

個人会員 5,000円 (年額)

団体会員 5,000円 (年額)

企業会員 20,000円 (年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成17年9月15日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

| 科目  |      | 金額      |         | (単位:円) |           |
|-----|------|---------|---------|--------|-----------|
| I   | 経費収支 |         |         |        |           |
| 1.  | 支出   |         |         |        |           |
| 1.  | 人件費  | 139,800 |         |        |           |
| 2.  | 委託費  | 150,000 |         |        |           |
| 3.  | 委託費  |         | 289,800 |        |           |
| 4.  | 委託費  | 225,000 |         |        |           |
| 5.  | 委託費  | 5,306   |         |        |           |
| 6.  | 委託費  | 0       |         |        |           |
| 7.  | 委託費  |         | 230,306 |        |           |
| 8.  | 委託費  | 110,000 |         |        |           |
| 9.  | 委託費  | 233,000 |         |        |           |
| 10. | 委託費  | 197,062 |         |        |           |
| 11. | 委託費  | 0       |         |        |           |
| 12. | 委託費  | 250,000 |         |        |           |
| 13. | 委託費  | 0       |         |        |           |
| 14. | 委託費  | 680,062 |         |        |           |
| 15. | 委託費  | 4       |         |        |           |
| 16. | 委託費  | 9,315   |         |        |           |
| 17. | 委託費  | 9,319   |         |        |           |
| 18. | 委託費  |         |         |        | 1,319,487 |
| 19. | 委託費  |         |         |        |           |
| 20. | 委託費  |         |         |        |           |
| 21. | 委託費  |         |         |        |           |
| 22. | 委託費  |         |         |        |           |
| 23. | 委託費  |         |         |        |           |
| 24. | 委託費  |         |         |        |           |
| 25. | 委託費  |         |         |        |           |
| 26. | 委託費  |         |         |        |           |
| 27. | 委託費  |         |         |        |           |
| 28. | 委託費  |         |         |        |           |
| 29. | 委託費  |         |         |        |           |
| 30. | 委託費  |         |         |        |           |
| 31. | 委託費  |         |         |        |           |
| 32. | 委託費  |         |         |        |           |
| 33. | 委託費  |         |         |        |           |
| 34. | 委託費  |         |         |        |           |
| 35. | 委託費  |         |         |        |           |
| 36. | 委託費  |         |         |        |           |
| 37. | 委託費  |         |         |        |           |
| 38. | 委託費  |         |         |        |           |
| 39. | 委託費  |         |         |        |           |
| 40. | 委託費  |         |         |        |           |
| 41. | 委託費  |         |         |        |           |
| 42. | 委託費  |         |         |        |           |
| 43. | 委託費  |         |         |        |           |
| 44. | 委託費  |         |         |        |           |
| 45. | 委託費  |         |         |        |           |
| 46. | 委託費  |         |         |        |           |
| 47. | 委託費  |         |         |        |           |
| 48. | 委託費  |         |         |        |           |
| 49. | 委託費  |         |         |        |           |
| 50. | 委託費  |         |         |        |           |
| 51. | 委託費  |         |         |        |           |
| 52. | 委託費  |         |         |        |           |
| 53. | 委託費  |         |         |        |           |
| 54. | 委託費  |         |         |        |           |
| 55. | 委託費  |         |         |        |           |
| 56. | 委託費  |         |         |        |           |
| 57. | 委託費  |         |         |        |           |
| 58. | 委託費  |         |         |        |           |
| 59. | 委託費  |         |         |        |           |
| 60. | 委託費  |         |         |        |           |
| 61. | 委託費  |         |         |        |           |
| 62. | 委託費  |         |         |        |           |
| 63. | 委託費  |         |         |        |           |
| 64. | 委託費  |         |         |        |           |
| 65. | 委託費  |         |         |        |           |
| 66. | 委託費  |         |         |        |           |
| 67. | 委託費  |         |         |        |           |
| 68. | 委託費  |         |         |        |           |
| 69. | 委託費  |         |         |        |           |
| 70. | 委託費  |         |         |        |           |
| 71. | 委託費  |         |         |        |           |
| 72. | 委託費  |         |         |        |           |
| 73. | 委託費  |         |         |        |           |
| 74. | 委託費  |         |         |        |           |
| 75. | 委託費  |         |         |        |           |
| 76. | 委託費  |         |         |        |           |
| 77. | 委託費  |         |         |        |           |
| 78. | 委託費  |         |         |        |           |
| 79. | 委託費  |         |         |        |           |
| 80. | 委託費  |         |         |        |           |
| 81. | 委託費  |         |         |        |           |
| 82. | 委託費  |         |         |        |           |
| 83. | 委託費  |         |         |        |           |
| 84. | 委託費  |         |         |        |           |
| 85. | 委託費  |         |         |        |           |
| 86. | 委託費  |         |         |        |           |
| 87. | 委託費  |         |         |        |           |
| 88. | 委託費  |         |         |        |           |
| 89. | 委託費  |         |         |        |           |
| 90. | 委託費  |         |         |        |           |

※ 池の水は飲料水として使えません。

2024年5月吉日

清水 勉 様

特定非営利活動法人奈良難病連  
理事長 大森 雅子

## 第20回(結成39回)定期総会のご案内

謹啓 新緑の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は私ども奈良難病連に対しまして、ご支援・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「第20回NPO法人奈良難病連定期総会」を下記のとおり開催いたします。

ご多忙中まことに恐縮ですが、ご出席頂ければ幸いと存じご案内申し上げます。同封のはがきにてご出席の可否をご返送頂ければ幸甚に存じます。またご欠席の場合メッセージを頂ければ有り難く存じます。

なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 名 称 第20回NPO法人奈良難病連定期総会
2. 日 時 2024年6月2日(日)13時30分～
3. 場 所 奈良市ボランティアインフォメーションセンター  
会議室(奈良市はぐくみセンター1階)  
奈良市三条本町13-1(JR奈良線奈良駅下車西口3分)
4. 問合せ先 特定非営利活動法人奈良難病連事務所  
〒630-8001  
奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツ大宮Ⅱ106  
TEL/FAX 0742-35-6707  
E-mail: [REDACTED]

※ なおご返送は5月25日までに頂ければ幸甚に存じます。

現在会員数163名

- 【1】 2024年総会と第 93 回勉強会のお知らせ
- 【2】 第 92 回勉強会に出席して
- 【3】 会費納入のお願い
- 【4】 編集後記

浦嶋 健晃

この通信は、奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会会員のみなさんにお送りしています。

【1】 2024年総会と第 93 回勉強会のお知らせ

日 時 2024 年 6 月 1 日(土) 14時～16時  
(開場 13時30分)  
会 場 奈良県女性センター 3 階 講座室1・2  
近鉄奈良駅より徒歩 5 分  
テーマ 「在宅ホスピスから、地域をつくる  
～コンパッション・コミュニティが見えてきた」  
話題提供者 二ノ坂 保喜 さん  
医療法人「にのさかクリニック」理事長

浦嶋 健晃

【2】第92回勉強会に出席して

【ホスピスマインドの魂を詩きつづけて】

3月10日(日)「奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 第 92 回勉強会」を開催させていただきました。  
講師に、天理よろづ相談所病院 がん相談支援センター 緩和ケア認定看護師の松尾理代さんをお招きし、「ホスピスマインドの魂を詩きつづけて」というテーマでご講演いただきました。  
松尾さんは、当会にとっては、発足以来、一緒に歩んでくださった方ですので、当会の歴史を、つ

まり緩和ケアとはどうあるべきかについて、深くご存じな方です。

今回は、ホスピスマインドの原点に立ち返って、お話しいただきました。

当時の初代の副会長から、ホスピスケアにおいて看護師はケアの質を左右する決定的な役割を果たしています。質の高いホスピスケアの提供を望む私たちとしては、ホスピスケアの本質を学ぶ必要性を強く感じています。という言葉をずっと心にお持ちくださいます。

人はいのちの限りを意識したときに、

- ・当たり前のことができる素晴らしさ
- ・健康のありがたさ
- ・人の優しさ、温かさ
- ・自然の美しさ
- ・いのちの尊さ

を改めて感じます。

松尾さんは、イギリスでシシリー・ソンドース先生の薫陶を受けられましたが、そのソンドース先生の言葉を引用されました。

あなたはあなたのままで大切なのです

あなたは人生の最期の瞬間まで大切な人です

ですから私たちはあなたが心から安らかに死を迎えられるだけではなく最期まで精一杯生きられるように最善を尽くします。

「Not doing, but being」

何かをすることが大切なのではなく

そこにいること(存在すること)が大切なのです。

松尾さんは、患者さんのベッドサイドで、ただ患者さんのお話を聞く、ということの日々繰り返しておられます。忙しい時でも、その「聞く」ということに重点を置いておられます。

このことは我々にとって、本当に意味での寄り添いだと感じました。

また松尾さんは、がん相談支援センターの業務も兼ねられておられます。

がん相談支援センターとは

- ・全国のがん診療連携拠点病院などに設置
- ・がん専門相談員(国が指定する研修受講)が対応看護師、ソーシャルワーカーなど
- ・どなたでも無料・匿名で利用できるがんに関する相談窓口(面談・電話)
- ※がん診療連携拠点病院で診療を受けていない方でも利用可能
- ・診断や治療の状況にかかわらず、どんなタイミングでも利用可能
- がんの疑い、診断時、治療中、経過観察中、社会復帰時、再発、進行
- ・相談内容は同意なく他の人に知られることはない
- ここでも松尾さんは、ひたすら悩みの相談に乗っておられます。

私が、とても考えさせられたのは、松尾さんは患者さんに「なんのために治療をするの？」と聞かれます。

その時に、私はどう答えるだろうか？

この言葉に全てが凝縮されているように感じました。

松尾さん大切にされておられることについて、このように仰いました。

‘いのち’の前に謙虚に

寄り添う'聴く'姿勢を  
必要ところに手を添え、心を添えること  
'患者さん'が主体(主語は患者さん)  
本人がどうしたいのか、どうありたいのか  
何を大切にしたいか  
ともに在り続ける

ホスピスマインドとは患者・家族の苦しみからの解放を優先し、尊厳のもとにケアを提供するために  
働く人々の心のありかた、だとシリリー・ソンドース先生が言われています。

今回、松尾さんのお話をお聞きして、本当の意味での寄り添って何だろう。  
寄り添う、傾聴という言葉を使っていないのか。  
そんな思いがしました。

○ 本場に松尾さんのお話をお聞きますと、何か前を向いて歩こうという気持ちになります。  
松尾さん、いつもありがとうございます。

### 【3】会費納入のお願い

この会は会員の皆様の会費で支えられています。  
振り込み用紙を同封させていただきましたので、2024年度会費2,000円のお振込みをお  
願い申し上げます。

### 【4】編集後記

○ 新緑の美しい季節となりました。木々のあざやかな緑を眺めていますと、日々の喧噪も忘れ、心が  
洗われるような気がします。6月の勉強会は新年度の総会も兼ねております。ぜひ皆様ご出席くだ  
さいますようお願いいたします。

奈良県ホスピスとがん医療をすすめる会 会長: 浦嶋博晃  
URL: <http://nara-hospice.org/>

〒636-0071 北葛城郡河台町高塚台 1-8-1 奈良ニッセイエンの園内

Email:

TEL 0745-33-2100

FAX 0745-33-2101

## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

|                               |                                                                                                                                                                                                             |         |                    |       |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------|-------|
| 年 月 日                         | 令和6年5月13日                                                                                                                                                                                                   |         |                    |       |
| 年会費名                          | 2024年度ゴールドリボン会員寄付（継続分）                                                                                                                                                                                      |         |                    |       |
| 相手方                           | 認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク                                                                                                                                                                                       |         |                    |       |
| 年会費支払目的                       | 情報収集し、議会での質問に役立てるため                                                                                                                                                                                         |         |                    |       |
| 按分率の説明                        | 按分率100%<br>その理由（すべて政務活動に要する経費である）                                                                                                                                                                           |         |                    |       |
| 活動内容等<br><br>※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容<br/>小児がん経験者のQOL(生活の質)向上のための支援、小児がんの治癒率向上のための研究支援、小児がんの情報提供と小児がんへの理解促進の3つの活動方針に基づき様々な活動に取り組む。</p> <p>◆本会の活動頻度<br/>活動報告会と会報、年1回送付あり。</p> <p>◆参加者の状況<br/>個人や法人の会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p> |         |                    |       |
| 経費                            | 項目                                                                                                                                                                                                          | 金額      | 内容                 | 領収書番号 |
|                               | 2024年度<br>ゴールドリボン<br>会員寄付(継続分)                                                                                                                                                                              | 2,000 円 | 活動報告会、会報の発行        | 27    |
|                               |                                                                                                                                                                                                             |         |                    |       |
|                               |                                                                                                                                                                                                             |         |                    |       |
|                               | 合計                                                                                                                                                                                                          | 2,000 円 | (すべて政務活動) →1,666 円 |       |
| 備考                            | 添付資料：特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク定款<br>2023年度 事業報告書                                                                                                                                                              |         |                    |       |

会費；令和7年1月分までを計上 2000\*10/12=1,666

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# 特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワークという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区西池袋2丁目21番8号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して小児がんに関する情報提供、普及・啓発及び研究支援の事業を行うと共に小児がん(思春期・若年成人[AYA]世代のがんを含む)の子どもたちへ支援等の事業を行い、小児がんの子どもたちが安心して生活できる社会の創造に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 国際協力の活動
  - (4) 子どもの健全育成を図る活動
  - (5) 科学技術の振興を図る活動
  - (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業の種類)
- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
- (1) 小児がん支援のためのゴールドリボン普及事業
  - (2) 小児がんの治療率向上のための研究・開発者支援事業
  - (3) 小児がん経験者の生活の質の向上のための研究者支援事業
  - (4) 小児がんに関する情報収集及び情報提供事業
  - (5) 小児がんに関する国内外の専門家、団体、研究機関とのネットワーク構築事業
  - (6) 小児がんに関するシンポジウム・講演会事業
  - (7) 小児がんの知識、理解の普及・啓発事業
  - (8) 小児がんの子どもたち(患児、経験者、及びその家族を含む)の生活の質向上のための支援事業
  - (9) その他目的達成をするために必要な事業

### (正会員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会した個人を正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

## 第2章 会員

### (入会)

- 第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 正会員として入会しようとするものは、所定の様式により、理事長に申し込むものとする。
  - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 既に納入した会費は、返還しない。

### (正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (ゴールドリボン会員)

第12条 正会員とは別に、この法人の目的に賛同し継続的な寄付により事業を後援しようとする個人及び法人その他団体を、ゴールドリボン会員とする。

- 2 ゴールドリボン会員に関する必要事項は理事会において別に定める。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
  - (2) 監事1人以上2人以内
  - 2 理事のうち1人を理事長とする。
  - 3 必要に応じて副理事長、専務理事、常務理事を若干名置くことができる。
- (選任等)
- 第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 副理事長、専務理事は理事長が指名し理事会が承認する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
  - 3 専務理事及び常務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を遂行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規程にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 3 補充のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

#### (種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 正会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員の会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
    - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合には、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合には、次項の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、全理事の半数以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者については、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合には、

ては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を計ることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(随機措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 顧問

(顧問)

第57条 この法人に顧問を置くことができる。顧問は、理事長がこれを委嘱し、この法人の業務の執行に関し理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

## 第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。  
2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

|     |        |
|-----|--------|
| 理事長 | 松井 秀文  |
| 理事  | 上田 茂   |
| 理事  | 牧本 敦   |
| 理事  | 川西 由美子 |
| 監事  | 伊藤 寛   |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設

立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(年会費)

1. 正会員 5,000円
2. ゴールドリボン会員 (1口) 2,000円 (1口以上)
3. 賛助会員 (1口) 10,000円 (1口以上)

7 この定款は、令和4年8月2日から施行する。

## 2023 年度 事業 報告 書

特定非営利活動法人 ゴールドリボン・ネットワーク

### 1 事業の成果

2008 年に設立した当法人は、2023 年 6 月に 15 周年を迎えた。10 月には活動の歩みを記載したゴールドリボン通信の「15 周年記念号」を制作し、各活動がどの様な目的で始まったか、また、それら活動の成果等を支援していただいている企業や個人の方、さらには関係者の方々にお知らせすることができた。お陰様で、この 15 年間で我々の活動を理解し支援いただいた方々は大きく広がった。2023 年度も小児がんの子どもたちとご家族に寄り添いながら活動を継続・拡大した年であった。数年にわたり自費を強いられ続けていた新型コロナウイルス感染症も 5 月 8 日より「5 類感染症」の分類となり、徐々に社会の動きも活発化した年であった。前年と比較してもイベントの機会は増え、小児がんの子どもたちと家族への支援を強化するためにフアンドレイジングの強化にも努めた。その中で奨学生の採用数 20 名の継続や、昨年、試験的に開始した「ひとり親世帯支援制度」を本格展開することができた。また、東京マラソン・大阪マラソンのチャリティ団体に選出されたことで、多数の国内外のチャリティランナーからの支援を受けることができた。

#### 【1】 収入

2023 年度予算 13,520 万円に対し収入実績は 16,328 万円で 120.7%の結果となった。特に東京マラソンによる寄付 (約 3,500 万円) が増加した点が貢献している。(2022 年度比+1,000 万円)  
また、会員寄付については HP、SNS 等の継続的な情報発信をしたこともあり、2023 年度収入は個人が約 1,773 万円、法人が約 1,416 万円で会員寄付合計は対前年比 108.7%となった。

今後も安定的な収入確保のためには、マンスリーサポーター (毎月の寄付) の増加が重要であることから、マンスリーサポーターの加入を呼びかけるチラシをイベント等 (外部団体によるチャリティイベントを含む) で配布し、その普及を継続的に行った。結果、2023 年末は 347 人 (2022 年末 230 人) に増加したが、さらなる強化が今後必要と考えており、なお一層取り組みを強化していく。  
会員以外の一般寄付については 13,051 万円で収入の 79.9%を占めており (対前年 81.9%)、活動の柱となっている。当法人の活動を理解いただくための広報をさらに強化していく。

助成金については、2023 年度事業を対象とするもの (2022 年度中に採択・入金されたものを含む) は 2 件、約 50 万円を受けることができた (内訳：ニット帽・マスク 15 万円、奨学生交流会 35 万円)。  
物品助成 (提供) については、絵本 360 冊、児童書 40 冊、コスメギフト詰め合わせ 150 セットの提供を受け、それぞれをひとり親世帯の患児および経験者・きょうだい児・家族へ提供した。

本年よりひとり親支援を本格的に開始し強化したが (【2】-②のとおり)、この本やコスメの提供によりさらに充実した支援をすることができた。

支援自動販売機は、新型コロナウイルス 5 類移行によりオフィスに人が戻りつつあることもあり、販売は増加傾向で 2023 年度は 548 万円 (前年比 112.5%) となった。また、自販機設置台数については飲料各社が設置台数目標から 1 台当たりの採算重視の方針に変わったこともあり、新規設置の依頼があっても採算が見込めず設置に至らないケースが 13 件あった。その影響により新規設置台数は 22 台 (前年比 84.6%) に留まった。なお、撤去は 20 台 (前年比 90.9%) で最終的な稼働増は 2 台という結果となった。

古本募金は、買い取り業者であるバリューストックスによって 3 月と 6 月に 500 円、9 月に 700 円、10 月に 500 円の寄付金上乗せキャンペーンがあり、12 月には査定額 20%アップキャンペーンが行われた。全体の件数は 129 件で 2022 年度より 33 件減少したが、金額は約 38 万円で前年より約 6 万円増収となった。(2021 年度比では 21 件減少で約 8 万円の増収)

古物取引業者との提携により古物の買取金を当法人への寄付とする「お宝エイド」では 2023 年度の実績は約 12.7 万円で、2022 年より 78 件、約 40 万円の減額という結果となり、古本募金と共に広報強化の必要性を強く感じた。(2022 年 3 月から入金開始のため、2021 年度比はなし)

2023 年は遺贈による寄付は 4 件で 205 万円であった。遺贈寄付についてはより多くの方々へ周知することが重要であるため、チラシの見直しを行い今後も継続して案内をしていく。

#### 【2】 小児がん患児・経験者の QOL (生活の質) 向上のための支援 ① 交通費等補助制度

2023 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが第 5 類へ移行したことで、感染症対策のため公共交通機関の利用を控える必要は少なくなったが、自己負担による PCR 検査や面会人数、面会時間の制限などは現在も続いており、小児がん治療中の患児家族を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。助成件数については、2021 年 (191 件、2,672 万円) をピークに、2022 年 (178 件 2,501 万円)、2023 年 (166 件 2,524 万円) と減少傾向にはあるが、平均助成金額は 2021 年 139,908 円、2022 年 140,510 円、2023 年は 152,078 円と増加している。  
昨年の諸物価の高騰の中でガソリン代の負担が大きくなっている。そこでガソリン代の助成金額について 12 月より助成額を引き上げ、患児家族の交通費の負担軽減を行った。ガソリン代の補助については引き続きガソリン価格の動向を捉え必要に応じて調整を図っていく。

#### ② ひとり親世帯支援制度

入院治療が必要となった小児がん患児を抱えるひとり親世帯は親が、仕事を辞めたり休んだりすることで収入が減少する一方、入院時に諸費用がかかるため、その支援策として 2022 年に「ひとり親世帯支

援制度」(5万円/件)を試験的に実施した。2022年に遺贈寄付(指定寄付)としていただいた資金を基に、2023年2月より年収500万円未満のひとり親世帯を対象に1件10万円を支給する支援を拡充した。結果、1月(5万円/件)に3件15万円、2～12月(10万円/件)に111件1,110万円となり、合計で114件1,125万円を支給した。

#### ③ ゴールドリボン奨学金

小児がん患者や経験者は晩期合併症を抱えながら、自らの夢を叶えるべく大学等への進学を希望し、学ぶ意欲の高い子どもも多い。しかしながら、その中にはひとり親家庭など経済的問題から進学をあきらめざるを得ない子どもも多い。また、晩期合併症の治療を継続している場合、医療費の補助がなくなる20歳以降の経済的負担に不安を抱え、進学を躊躇する子どもたちも存在する。この奨学金はこのような子どもたちへの大きな支えとなっている。2023年度の奨学金支給実績は、2023年春入学21名を新たに加え、奨学生は58名に支給総額2,160万円を支給した。

2024年度入学予定者の応募者数は42名。2023年度は東京マラソンにより大幅な収入増を実現できたため、2024年2025年度で各20名程度の奨学生を新規に採用できるよう2,500万円を新たに特定資産に積み立てた。また、2024年度の応募者を選考した結果、2023年度と同数の21名(4年制13名、2年制8名)の新奨学生を採用した。

#### ④ 奨学生交流会

小児がん経験者の中には晩期合併症や再発による様々な困難を抱える経験者がいる。また、小児がんの経験者であるが故に困難、孤独を感じる学生や学生生活や就職活動の課題などについて身近に相談相手を見つづけることが難しい学生も少なくない等の課題がある。これら課題の解決の一助となるべく、昨年度に引き続き奨学生交流会を実施した。今回も対面とオンラインのハイブリッド形式とし、対面で11名、オンラインで1名が参加し、同年代の小児がん経験者特有の悩みや、将来への夢や取組などについて4時間にわたって語り合い体験を共有した。また、小児がん経験者の先輩である医師と会社員の8名が、座談会のファシリテーターとして参加した。

#### ⑤ キャンプ助成

7団体を採用したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により1団体が開催中止となった。助成した6団体を合計したキャンプの参加者は136名、うち患者42名、助成の合計は約121万円となった。

#### ⑥ ニット帽・ニットマスコブプレゼント

ニット帽は小児がん患者に元気を与えることにつながっている。実績も昨年の248枚を大きく上回る315枚を提供できた。なおマスコブも530枚(2022年度446枚)と前年を上回った。このプレゼントは「デンソーはとふる基金」15万円を原資として実施した。

#### ⑦ サバイバーネットワーク

前述のとおり新型コロナウイルス感染症の位置付けが第5類へ移行後、全国各地で開催されるスポーツ観戦やコンサート(茨城ロボッツ(茨城)、柏レイソル(千葉)、日ハム(北海道)、管弦楽(兵庫)等)

に各企業のご協力で小児がん患者・経験者・きょうだい・家族を多数ご招待した。また交通費やひとり親等の支援事業利用者やニット帽プレゼント申込者の登録により、登録者は1,251名となり、前年から約300名増となった。

#### ⑧ 支援活動についての広報

当法人の支援活動を広く知っていただくことが支援者や各支援事業の応募者増につながるということから、従来の医療機関や教育委員会の他に都道府県(東京都は市町まで)にまで案内先を広げた。また、支援をいただいている方々に活動内容を知っていただくこと、さらには支援者を増やすという点から当法人の活動をHP、X(旧Twitter)、Instagram、facebookなどSNSで発信し事業内容の周知を図った。

#### ⑨ 「小児がんを治る病気に」するための研究助成と留学生支援

「小児がんを治る病気に」という想いで行っている「治療率向上」および「QOL向上」のための研究支援は、2023年度は応募件数31件(治療率向上23件、QOL向上8件)となり、内23件(治療率向上18件、QOL向上5件)が選考委員会で採択された。その助成金額は1,921万円。また、留学支援については東京小児がん研究グループ(TCCSG)で選考され推薦のあった白井了太医師(国立成育医療研究センター)のアメリカのUniversity of Colorado, School of Medicineへの留学を支援することとした。

#### ⑩ 小児がんの情報提供と理解促進

##### ① 「小児がん情報」制作支援

最新の小児がん情報として、世界的に評価の高いNCI(米国立がん研究所)が作成しているPDQ(Physician Data Query)のがん情報データベースの中の小児がん情報の日本語版を行っている「神戸医療産業都市推進機構」を支援し、その公開に協力した。なお、この情報は医師および一般向けに分かれており専門家から高い評価を得ている。

##### ② ウォーキングイベント

小児がん啓発イベントであるゴールドリボンウォーキングは、感染防止を行いつつ5月13日(土)に東京お台場で開催することができた。当日は生憎の不安定な空模様であったが、2,355名の来場者数であった。出発式では月本一朗委員長(東邦大学医学部名誉教授)からの小児がんの話と、小児がん経験者2名が体験スピーチを行うことで参加者の方々に小児がんを知っていただく機会とした。当法人は実行委員会メンバーとして参画すると共に特別協賛した。イベントからの寄付総額約250万円を2病院、29患者会等の合計31団体へ寄付を行った。

##### ③ Gold Ribbon Month 2023 (9月小児がん啓発月間オンラインイベント)

2021年から開始した世界小児がん啓発月間(9月)に合わせた啓発イベント「Gold Ribbon Month」を2023年度も実施した。イベントのテーマを「大切なものを「大切なもの」に沿った小児がん患者・経験者による作品や手記、小児がん経験者のインタビュ動画や制作したHPの「メタバース美術館」の中で公開した。

この中でインタビュー動画は単体で27万回視聴され、多くの方々へ小児がんを知る機会につながった  
と考える。加えて、特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ(JCGG)が9月に実施したGlobal  
Gold September Campaign に賛同団体として参加した。

#### ④ Amazon Goes Goldへの協力

Amazon 社は、9月の小児がん啓発月間にあわせ「Amazon Goes Gold for Kids with Cancer」と題し  
て、さまざまな取り組みを実施している。世界中のAmazon 社員が一斉に取り組むボランティア活動で  
日本では6回目の開催となる。

今年は9月4日(月)に開催されたキックオフミーティングで日本のAmazon 社員に向けて小児がん経  
験者が体験談を話し、小児がんの実情を学び関心を深める機会となった。また、Amazon 社と共同でおも  
ちゃの入ったガチャガチャマシンを6病院へ、子供向けの図鑑とレゴブロックを15病院へ寄贈し、治療  
のため入院をしている子どもたちの支援をすることができた。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【155,202】千円)

| 定款に記載<br>された<br>事業名                                                                   | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 日時 | 場所 | 従事者<br>人数 | 受益<br>対象者<br>範囲   | 受益<br>対象者<br>人数                          | 事業費<br>(千円) |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----------|-------------------|------------------------------------------|-------------|
| (1) 小児がん支<br>援のためのゴー<br>ルドリボン普及<br>事業                                                 | ①提携商品を通じて一般の<br>方々へゴールドリボンや当<br>法人の活動の認知を高める<br>と共に、支援自動販売機で<br>の普及活動を経営した。<br>②東京・お台場で開催された<br>ゴールドリボンウォーキン<br>グに実行委員会のメンバー<br>として参画すると共に、特<br>別協賛し、ゴールドリボン<br>と小児がん支援活動の普及<br>を行った。<br>③大阪マラソン(2月)・東京<br>マラソン(3月)・東京レガ<br>シーハーフマラソン(10<br>月)に寄付先団体として参<br>加し、チャリティブース等<br>での情報発信などの普及活<br>動を行った。<br>④外協団体が主催するイベント<br>等で当法人の啓発パネル等<br>を掲示し小児がんの理解・<br>支援の普及を行った。 | 通年 | 全国 | 8名        | 一般市民              | 延べ270万<br>人(自販機<br>等提携商品<br>の販売数を<br>含む) | 41,631      |
| (2) 小児がんの<br>治療向上のため<br>の研究・開発者<br>支援事業<br>(3) 小児がん経<br>験者の生活の質<br>の向上のための<br>研究者支援事業 | ①一般公募による応募31研究<br>グループから、選考委員会<br>により決定された23の研究<br>グループへ助成を行った。<br>②日本小児血液がん学会及び<br>日本小児がん研究グループ<br>(JCGG)等研究団体への助<br>成を行った。<br>③東京小児がん研究グループ<br>(JCGSG)スカラシップ委<br>員会で選定された研究者1<br>名の海外留学を助成した。                                                                                                                                                                    | 通年 | 全国 | 3名        | 医師<br>研究者<br>研究機関 | のべ25国<br>体<br>150名                       | 26,725      |

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |         |    |                           |                    |       |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------|----|---------------------------|--------------------|-------|
| (4) 小児がんに関する情報収集並びに情報提供事業               | ①公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーションセンター (TRI) との協働事業として、米国NCI作成のPRQの小児がん情報集の日本語版作成を支援した。<br>②9月の世界小児がん啓発月間に合わせたオンラインイベント「Gold Ribbon Month 2023」の中で、小児がん患者・経験者によるオンライン作品展を実施し、小児がん経験者による体験談のインタビュー動画を公開した。<br>③2022年度活動報告書、ゴールドリボン通信22号（設立15周年記念号）を発行し、支援者、寄付者及び当法人の活動に関心のある個人・法人へ配布した。<br>④当法人の活動報告や、小児がんに関する情報をホームページやSNSで情報発信した。 | 通年 | インターネット | 4名 | 一般市民、小児がん患者・経験者とその家族      | 25万人<br>(サイト閲覧者含む) | 9,314 |
| (5) 小児がんに関する国内外の専門家、団体、研究機関とのネットワーク構築事業 | ①日本で小児がん治療・研究を専門とする、小児がん拠点病院、総合病院等の多くが参加する日本小児がん研究協議会(JCOG)の支援協議会にメンバーとして参加。<br>②小児がん経験者の集まりであるサバイバーネットワークへの情報配信は、経験者が前年度より300名近く増えて1,251名となった(前年度942名)                                                                                                                                                                       | 通年 | 全国      | 4名 | 医師、研究者、研究機関、小児がん患者・経験者、家族 | 1500人              | 0     |
| (6) 小児がんに関するシンポジウム・講演会事業                | ①当法人を支援する企業に招かれ、小児がんの現状及び当法人の活動について講演・対談等を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                | 通年 | 全国      | 2名 | 一般市民                      | 3600人              | 0     |

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |    |     |                 |       |        |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----|-----------------|-------|--------|
| (7) 小児がんの知識、理解の普及・啓発事業                    | ①ゴールドリボンアワードを通して小児がん経験者の体験談を発表し、小児がんの理解と子ども達への支援の輪を広げた。<br>②当法人が所在している東京都豊島区主催イベントに参加し小児がんに関する情報を発信した。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 通年 | 全国 | 10名 | 一般市民            | 3500人 | 2,750  |
| (8) 小児がんの子どもたち(小児がん経験者を含む)の生活の質向上のための支援事業 | ①奨学金については、全国の小児がん経験者の大学生への奨学金(予約採用型、給付型)を58名に給付し、2023年度からの新規受給者として新たに21名を決定した。<br>②小児がん患者とその家族が治療のため遠隔地の病院へ行くための交通費・宿泊費等の支援を約166家族に行った。<br>③2022年より試験運用していたひとり親世帯支援について本格運用を開始した。年間500万円未満のひとり親114世帯に、入院時一時金を支給した。<br>④小児がん患者・経験者やその家族を支援する団体が実施するキャンプ、イベントへの支援は、7団体に對し支援をした。<br>⑤小児がんの患者に向けて、ニット帽子とマスクを希望者にプレゼントし、結果ニット帽315件、マスク530枚を配布した。<br>⑥株式会社メディカルノートと提携し、小児がん患者・家族のための無料オンライン医師相談事業を行った。 | 通年 | 全国 | 5名  | 小児がん患者・経験者とその家族 | 1000人 | 74,739 |

## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                           |         |       |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------|-------|
| 年 月 日                     | 令和6年5月27日                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                           |         |       |
| 年会費名                      | NPO 法人アクティブ王寺 令和6年度会費                                                                                                                                                                                                                                                                             |                           |         |       |
| 相手方                       | NPO 法人アクティブ王寺                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                           |         |       |
| 年会費支払目的                   | 情報収集し、議会での質問に役立てるため                                                                                                                                                                                                                                                                               |                           |         |       |
| 按分率の説明                    | 按分率100%<br>その理由（すべて政務活動に要する経費である）                                                                                                                                                                                                                                                                 |                           |         |       |
| 活動内容等<br>※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容<br/>地域や保護者のボランティアの方々と協力して、教育・福祉・健康・安全などの分野における支援活動や啓発活動を行い、地域貢献活動の場を広げ、地域の教育力を高めると共に、地域の支援によって信頼される学校づくり、また学校を核にしてつながる地域づくりを推進していくことで、教育によるまちづくりに寄与することを目的としている。</p> <p>◆本会の活動頻度<br/>教育講演会、学習支援事業、寺子屋事業、相談活動の実施</p> <p>◆参加者の状況<br/>児童・生徒・地域住民・教育関係者等</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p> |                           |         |       |
| 経費                        | 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 金額                        | 内容      | 領収書番号 |
|                           | 年会費                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 3,000 円                   | 講演会、勉強会 | 34    |
|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                           |         |       |
|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                           |         |       |
|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                           |         |       |
|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                           |         |       |
|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                           |         |       |
|                           | 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 3,000 円 （すべて政務活動）→2,500 円 |         |       |
| 備考                        | 添付資料：NPO 法人アクティブ王寺定款<br>令和5年度活動報告<br>年会費；令和7年1月分までを計上（10月分）¥2,500.-                                                                                                                                                                                                                               |                           |         |       |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## NPO法人アクティブ王寺 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人アクティブ王寺という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡王寺町本町5丁目16番29号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、王寺町を中心とした地域住民や、地域の学校をはじめとする教育機関等に対して、地域のボランティアの方々と協力して、教育、福祉、健康、安全などの分野における支援活動や啓発活動を行い、地域貢献活動の場を広げ、地域の教育力を高めると共に、地域の支援によって信頼される学校づくり、また学校を核にしてつながる地域づくりを推進していくことで、教育によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地球安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 学校支援事業 (特別授業講師や学習支援ボランティアの派遣、環境整備等)
- ② 教育支援事業 (科学教室、習字教室、絵画・陶芸教室、園芸教室、補習教室など)
- ③ 福祉支援事業 (学童保育児童への学習支援活動、介護施設等との交流)
- ④ 子育て・家庭教育支援事業 (子育て教室などの開催や個別相談活動)
- ⑤ 教育講演会事業 (教育講演会等の開催、講師の派遣)

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### 第3章 会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、10人以下とする。
- (2) 監事 1人以上、3人以下とする。
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

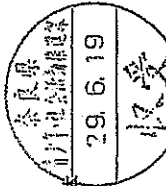
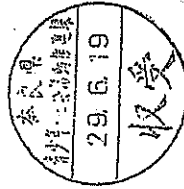
(選任等)

第13条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。



(職務)

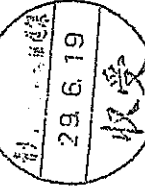
- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は取締役会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- (任期等)
- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (次員補充)
- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の任一に該当するに至ったときは、理事は理事会の決議により、監事は総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、理事会または総会の議決を経て、代表理事が別に定める。



(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に關する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事



項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合においては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (構成)

- 第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

- 第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 借入金（その他事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

- 第33条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

- 第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### (議決)

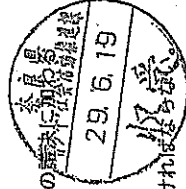
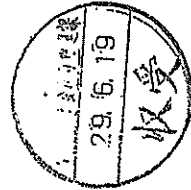
- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。



(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（審面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事等が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事等が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事等が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事等は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができ、る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。



(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事等が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(随機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他の当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

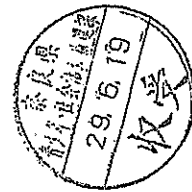
(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。



3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 提出金品の不返還

(提出金品の不返還)

第54条 既納の会費及びその他の提出金品は、返還しない。

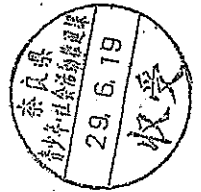
## 第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、平成29年6月11日から施行する。



# 令和5年度活動報告

令和5年度の事業活動を報告いたします。令和5年度も委員のご登録、ご寄付、事業への参加、ご協力など、多くの皆様からご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

## 代表理事 加藤守弘 からのごあいさつ

### ＜新たなスタートの年として＞

NPO法人アクティブ王寺は、平成24年(2012年)に発足以来、令和4年度(2022年)で10周年の節目となり、本年度令和5年度は11年目の新たなスタートとなりました。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類移行となり、コロナ禍は収束したかのような状況ではありましたが、当法人の活動もなかなかすぐには元のような状態に戻ることができない期間がありました。しかし、本年度は再開した土曜寺子屋事業を通年に渡り実施し、夏休み特別教室や教育講演会を開催することができました。これらもすべて皆様のご支援と協力のおかげと感謝しております。これからもアクティブ王寺は教育による心のこもったまちづくりに寄与・貢献していきたいと考えます。

### ＜第17回教育講演会を開催しました＞

令和5年度は、昨年度に引き続き、多くの方々の協力により、「家庭の力、地域の力で子育てを楽しく元気に」をメインテーマとして、第17回教育講演会(令和5年12月3日)を開催することができました。湯浅 龍さん(臨床心理士 一般社団法人 奈良県心理師協会 理事)をお招きして、「子どもを理解し寄り添うために大事なことー発達に特性のある子どもたちとの関わりを通してー」と題してお話ししていただきました。

発達に特性を持つ子どもたちが増えつつある昨今、全ての子どもたちと、私たち大人がどのように関わり寄り添ってあげればよいのかを、ご自身の学校カウンセラーとしての経験や事例を通してわかりやすくアドバイスしていただきました。

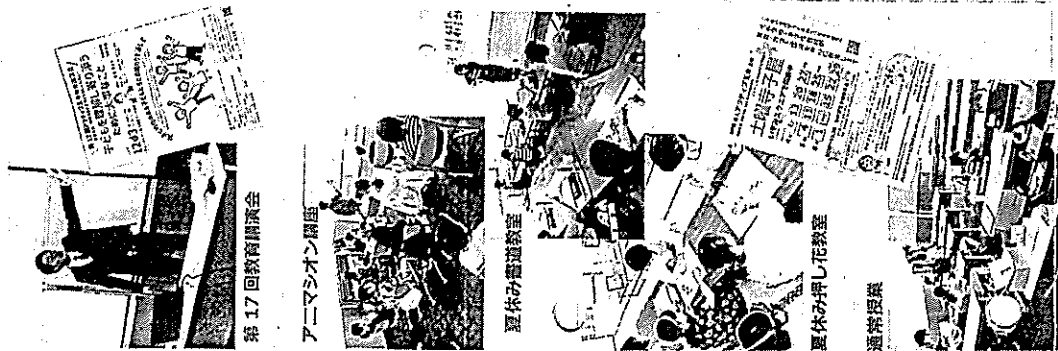
### ＜寺子屋、夏休み特別教室、アニマシオンも開催＞

毎週土曜日の寺子屋は、コロナ禍の影響がまだ残る中、元気に活動が続けまわっています。教職経験豊富な講師の先生方も大変熱心に指導していただいております。参加している子どもたちは、これまで通り、学校の教科書に合わせたドリルや宿題に取り組みしながら学習を進めています。毎月最終週の寺子屋では英語教室も引き続き実施しています。さらに、7月8月に、夏休み期間恒例の特別教室として「押し花教室」「書道教室」「読書感想文教室」も開催しました。

また、アニマシオン(歩進んだ読み聞かせ)は4月1日と12月23日に開催し、のべ20名を超す親子の参加のもと、春の時期やクリスマスシーズンの季節感を味わえる楽しい読書会となりました。

### ＜個別懇談会を実施＞

寺子屋に通っている子どもたちの保護者の方々の希望者に対して、年度末(2~3月)に、講師と保護者との個別懇談会を実施しました。より安心感や安定感のある教育支援ができるように、講師が学習の進捗状況を保護者に伝えたり、保護者の皆さんからは家庭での学習や学習の悩みなどを伺ったりしています。大変好評のたため、今後も継続していきたいと考えています。



土曜寺子屋への  
見学・体験学習  
大歓迎です

参加希望の小学生、中学生は当日朝9時半までに見学スクエア公民館(本町4丁目645-1)へ来て下さい。筆記用具・教科書などを持参のこと。詳しくはお電話、メールでお気軽にお問い合わせ下さい。

NPO 法人アクティブ王寺

代表理事 加藤守弘 (元王寺小学校校長)

〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町本町5-16-29

E-mail ホームページ [www17.plala.or.jp/active-nii/](http://www17.plala.or.jp/active-nii/)

ホームページをリニューアルしました!  
(アクティブ王寺で検索)



# Summer 2024

7/13(町のグリーンセンター)の  
寺子屋はお休みです

読書感想文教室講師  
渡邊 紀志江 先生  
(奈良育英ローハル小学校教員)  
アニメソングを中心とする  
読書指導の専門家



## 今年もいすみスクエアで開催します

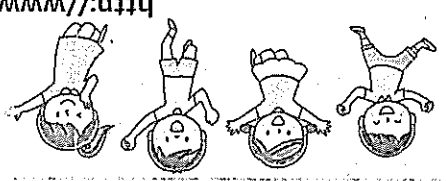
## アクティブ王寺 夏休み特別教室



夏休みの課題や  
作品づくりにも  
ぴったりに!

## 読書感想文教室

1回目 7/27土(予定)  
2回目 8/10土(予定)  
予約制 無料 いすみ 9:30~11:30  
※内容的に2回参加をおすすめします  
2021年夏休みに読書感想文教室に参加した小学5年生の女子が、読書感想文コンクール小学校高学年の部で毎日新聞社賞を受賞しました

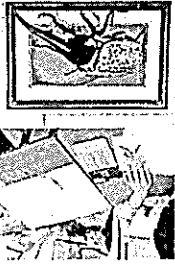


対象…書道の課題が出されている半年児童  
講師…書道家の岡田里美さん  
参加費…無料  
持ち物…書道用具と半紙

7/28 (日) 書道教室

3/25 (日) 絵画教室

書道教室と絵画教室 いずれも予約制  
受付開始 9:00  
活動時間 9:30~11:30  
対象…2年生以上の小学生  
講師…森中初男さん(昆虫画家)  
参加費…無料  
持ち物…色鉛筆セッ、筆記用具  
お手本を見ながら色鉛筆で描きます



講師…森中初男さん(昆虫画家)



<http://www17.plala.or.jp/active-nii/>

NPO 法人アクティブ王寺 代表 加藤守弘 (元王寺小学校校長)

HP までご覧ください。メールフォームから申し込みできます!ご参加お待ちしております。アクティブ王寺は活動中のケガなどを補償する保険に加入しています。

アクティブ王寺



令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

NPO法人アクティブ王寺

## 1 事業の成果

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、できる限りこれまで通りの通常事業に固執することを念頭に置きながらの活動となりました。

そのような中で、感染予防対策を十分にとりながら、学校支援事業として、当法人事業の趣旨にご賛同いただいた方々が、町内の小学校においてボランティアによる学習支援活動を随時行うようしてきていただき、8年間に及ぶコロナ禍の影響は大きく、なかなか十分な活動ができにくく、児童の学力向上に取り組むことが十分にできなかった面があります。

しかし、そのような中でも、教育支援事業として、本年度も王寺町いづみスクエアにて、毎週土曜日に王寺町の小中学生を対象に「アクティブ王寺の土曜寺子屋」を実施し、さらに毎月第4土曜日には英語活動にも引き続き取り組んでいました。また、夏期休業中の「土曜寺子屋特別教室」の書写、押し花教室、読書感想文教室などの各教室を実施することができました。

子育て・家庭教育支援事業としては、土曜寺子屋に通う子どもたちの保護者や地域の図書館ボランティアの方々を対象に、本年度も本の読み聞かせ方についての「アニメーション講座」を開催すると共に、随時の子育て相談や教育相談を行ってきました。

教育講演会活動として例年開催してきた年2回の教育講演会はコロナ禍により延期してきましたが、昨年度に引き続き、本年度は12月にいづみスクエアにて、第17回の教育講演会を開催しました。

## 第1部 NPO法人アクティブ王寺通常総会

議案 第1号議案 令和5年度事業報告承認の件

第2号議案 令和5年度決算報告及び監査報告承認の件

第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和6年度予算(案)承認の件

第5号議案 その他

## 第2部 教育講演会(こどももおとなも楽しめる演奏会)

講師(出演団体)

・王寺ジュニアバンド ハルモ

・王寺コミュニティ吹奏楽団 やわらぎウインドハーモニー

## NPO法人アクティブ王寺

### 令和6年度 通常総会議案書

日時 令和6年6月8日(土) 午前9:00～

会場 王寺町 いづみスクエア 2階会議室B

## 2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名       | 事業内容                                                                                        | 実施日時                                 | 実施場所     | 従事者の人数   | 受益対象者の範囲及び人数              | 支出額(千円) |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------|----------|---------------------------|---------|
| 学校支援事業       | 当法人の趣旨に賛同するボランティアによる学習支援活動                                                                  |                                      | 王寺町内の小学校 | 10名      | 王寺町内の小学生約800名             | 0       |
| 教育支援事業       | ・毎月4回(休週土曜日)及び夏期休業中「土曜寺子屋」を実施<br>・毎月1回(第4土曜日)「英語活動」実施<br>・夏休み特別教室実施<br>書写<br>読書感想文<br>押し花教室 | 4月～1月<br>7月30日<br>29日<br>8月6日<br>20日 | いづみスクエア  | 6名       | 王寺町内の小学生約800名             | 344     |
| 福祉支援事業       | 活動が出来ておりません                                                                                 |                                      |          |          |                           | 0       |
| 子育て・家庭教育支援事業 | 子育て講座(アニメーション本の読み聞かせ、読書会)                                                                   | 4月1日<br>12月24日                       | いづみスクエア  | 5名<br>2名 | 保護者・児童10名<br>児童13名        | 10      |
| 教育講演会事業      | 家庭・地域の教育力の向上をテーマにした講演会(年1回)<br>深層「子どもを理解し寄り添うために大切なこと」講師: 渡邊龍氏                              | 12月3日                                | いづみスクエア  | 7名       | テーマや深層に興味心のある保護者・地域住民約40名 | 128     |

# 第12期 令和5年度収支報告書

令和5年 4月 1日～令和6年 3月31日

NPO法人アクティブ王寺

## 活動計算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(単位:円)

| 収入の部       |             | 支出の部   |           |
|------------|-------------|--------|-----------|
| 科目         | 金額          | 科目     | 金額        |
| 正金助会費      | 5,000 × 12名 | 1. 専従費 | 60,000    |
| 賛助会費       | 3,000 × 15名 | 人件費    | 45,000    |
| 寄付金        |             | 日当・講師料 | 110,152   |
| 受取利息       |             | 福利厚生費  | 10,330    |
| 事業収入(参加費等) |             | その他経費  | 153,000   |
| 前受金        |             | 0. 金繰り | 0         |
|            |             | 教材費    | 36,318    |
|            |             | 通信費    | 13,825    |
|            |             | 広告費    | 10,000    |
|            |             | 備品     | 8,011     |
|            |             | 雑費     | 6,906     |
|            |             | 諸謝金費用  | 55,820    |
|            |             | 2. 管理費 |           |
|            |             | 人件費    |           |
|            |             | 給与・日当  | 0         |
|            |             | 福利厚生費  | 12,100    |
|            |             | その他経費  | 0         |
|            |             | 会費     | 0         |
|            |             | 旅費交通費  | 2,815     |
|            |             | 通信費    | 0         |
|            |             | 備品     | 73,963    |
|            |             | 雑費     |           |
| 前期繰越額      | 872,029     | 次期繰越額  | 869,234   |
|            | 1,240,182   |        | 1,240,182 |

## 貸借対照表

令和6年 3月31日現在

| 借方     |         | 貸方    |         |
|--------|---------|-------|---------|
| 科目     | 金額      | 科目    | 金額      |
| 流動資産   |         | 流動負債  |         |
| 小口現金   | 61,682  | 前受金   | 0       |
| 南都銀行   | 59,726  | 未払い金  | 0       |
| ゆうちょ銀行 | 547,826 |       |         |
| 前払い金   |         |       |         |
| 未収金    |         |       |         |
| 固定資産   |         | 固定負債  | 0       |
|        |         | 次期繰越金 | 869,234 |
| 合計     | 669,234 | 合計    | 869,234 |

以上、ご報告いたします。

令和 6 年 5 月 11 日

上記監査の結果、適法にして正確であることを確認しました。

令和 6 年 5 月 11 日

貸借対照表 次期繰越額

収支計算書 次期繰越額

差額

669,234

669,234

0

NPO法人 アクティブ王寺

会 計

NPO法人 アクティブ王寺

監 査

# 令和5年度活動報告

令和5年度の事業活動を報告いたします。令和5年度も会員のご登録、ご寄付、事業へのご参加・ご協力など、多くの皆様からご支援・ご協力を賜り感にありがとうございます。



## 事業活動の概要からのおおまか

＜新たなスタートの年として＞

NPO法人アクティブ王寺は、平成24年(2012年)に発足以来、令和4年度(2022年)で10周年の節目となり、本年度令和5年度は11年目の新たなスタートとなりました。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が流行となり、コロナ禍は収束したものの状況はありましたが、当法人の活動もなかなかすぐには元のようには戻ることができない期間がありました。しかし、本年度は再開した土曜寺屋事業を通常に運営し、夏休み特別教室や教育講演会も開催することができました。これもひとえに皆様のご支援とご協力のおかげと感謝いたします。これからはアクティブ王寺は教育による心のごちそうづくりに専与・貢献していきたいと考えています。

＜第17回教育講演会を開催しました＞

令和5年度は、昨年度に引き続き、多くの皆様のご協力により、「教育の力、地域の子育てを楽しく元気に」をメインテーマとして、第17回教育講演会(令和5年12月3日)を開催することができました。湯浅 隆 氏(健康心理士 一般社団法人 奈良県公認心理師協会 理事)を講師にお招きし、「子どもを理解し寄り添うために大事なことー発達に特性のある子どもたちとの関わりを通してー」と題してご講演をいただきました。

発達に特性を持つ子どもたちが増える昨今、全ての子どもたちと、私たち大人がどのように関わり寄り添ってあげられるのかということについて、ご自身の学校カウンセラーとしての経験や思い、また事例を通して、わかりやすくお話しをいただきました。

＜寺子屋、夏休み特別教室、アニメーションも開催＞

毎週土曜日の寺子屋は、コロナ禍の影響がまだ残る中、元気に活動を続けてまいりました。参加している子どもたちも大勢熱心に指導していただいております。参加している子どもたちは、これまで通りに、学校の教科書に合わせたドリルや宿題に取り組みしながら学習を進めています。毎月最終週の寺子屋では英語教室も引き続き実施しています。また、さらに、7月8月に、夏休み期間恒例の特別教室として「押し花教室」「習字教室」「読書感想文教室」も開催しました。

また、アニメーション(本の読み方体験講座)は4月1日と12月23日に開催し、のべ20名を超える参加のもと、夏の時期やクリスマスの季節感を味わえる絵本を中心とした楽しい講座となりました。

＜個別懇談会を実施＞

寺子屋に通っている子どもたちの保護者の方々の希望者対象に、年度末(2-3月)に、寺子屋講師と保護者の懇談会を実施しました。より安心感や安心感のある教育支援ができるように、指導に当たっている講師が、習の進捗を保護者に伝えたり、保護者の皆さんからは家庭での子育てや学習の悩みなどを伺ったりしています。保護者の皆様からは大変好評で今後も継続していきたいと考えています。

NPO法人アクティブ王寺

代表理事 加藤守弘 (寺子屋小学校長)

〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町 5-16-29

E-mail

ホームページ [www.17.plata.or.jp/active-oji/](http://www.17.plata.or.jp/active-oji/)



令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

NPO法人アクティヴ王寺

活動予算

令和6年4月1日～令和7年3月31日

NPO法人アクティブ玉寺

## 事業実施の方針

令和6年度は、学校支援事業として、当法人事業の趣旨にご賛同いただいているボランティアの方々に、市内の小中学校において随時の学習支援活動を行っていただく。教育支援事業については、地域のボランティアの方々と協力して、地域の児童・生徒を対象に、土曜寺屋事業として、補習教室、英語教室、習字教室の方々と協力して、地域の児童・生徒を対象に、土曜寺屋事業として、補習教室、英語教室、習字教室、絵画教室、読書感想文教室などの各種体験教室を実施する。子育て・家庭教育講演会については、幼児・児童・生徒の保護者を対象に、子育て・家庭教育講演会や少人数グループの分科会を実施すると共に、別の相談活動を実施する。また教育講演会事業については、地域住民を対象にした教育講演会を実施する。

## 2 事業の実施に関する事項

(1) 轉錄の第三回和歌集

| 定款の<br>事業名       | 事業内容                                                                           | 実施<br>予定<br>日時                       | 実施<br>予定<br>場所        | 従事者<br>の予定<br>人数 | 受益対象者<br>の範囲及び<br>予定人数                           |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|------------------|--------------------------------------------------|
| 学校支援事業           | 当法人の趣旨に賛同するボランティアによる学習支援活動                                                     | 随時                                   | 王寺町内の<br>幼稚園・<br>小中学校 | 10人              | 王寺町内の幼児<br>小中学校の幼児<br>・児童・生徒約<br>1100人           |
| 教育支援事業           | 地域の児童生徒を対象に土曜<br>寺子屋事業として、補習教室、<br>英語教室、習字教室、読書感想<br>文教室、絵画教室などの体験<br>学習を実施する。 | 原則とし<br>て毎週土<br>曜日と長<br>期休業期<br>間中   | 王寺町内<br>公民館等          | 6人               | 王寺町内の児童<br>生徒約60人                                |
| 子育て・家庭教<br>育支援事業 | 子育て・家庭教育講演会や分<br>科会を実施すると共に、年3<br>回のアニメーション(読書体験<br>教室)や個別の相談活動を実<br>施する。      | 要請によ<br>り随時<br>(アニメシ<br>ョンは各学<br>期末) | 学校、公民<br>館など          | 6人               | 学校関係者保護<br>者、地域住民<br>約200人                       |
| 教育講演会事業          | 教育講演会、教育座談会を<br>実施する                                                           | 講演会は<br>年1回<br>座談会は<br>年2回<br>程度     | 王寺町内<br>の公共施<br>設     | 8人               | 王寺町と近隣地<br>域の住民、学校<br>関係者、教育行<br>政関係者など<br>約200人 |

[illegible]

# 第18回NPO法人アクティブ王寺教育講演会

家庭の力・地域の方で子育てを元気に楽しく！

入場無料  
予約不要



心やずらぐりーモニーをお楽しみください  
こともおとなも  
楽しめる演奏会

2024年 6/8 (土)

10:30 開場 11:00 開演 (約1時間)

場所 いずみスクエア3階 いずみホール

王寺町本町4丁目645-1

なるべく公共交通機関でお越しください

出演

王寺ジュニアバンド ハルモ

王寺コミュニティ吹奏楽団 やわらぎウィンドハーモニー

曲目 (予定)

勇気100% 上を向いて歩こう ケセラセラ

吹奏楽と絵本 ほか

主催 NPO 法人アクティブ王寺

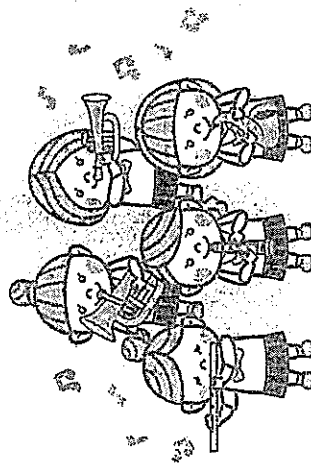
代表理事 加藤守弘 (元王寺小学校校長)

奈良県北葛城郡王寺町本町5-16-29

E-mail

www17.plala.or.jp/active-oji/

後援 王寺町教育委員会 (申請中)



前略

日頃よりアクティブ王寺の活動にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、先日6月8日(土)にいずみスクエアにて開催いたしました令和6年NPO法人  
アクティブ王寺通常総会の資料を送付いたしますのでご査収ください。

本年度の通常総会は定足数を満たし、上程されました議案はすべて承認されましたこ  
とをご報告いたします。本総会において承認されました事業計画により、本年度もより  
一層活動の輪を広げていきたいと思っております。今後とも「アクティブ王寺」をどうぞよろ  
しくお願い申し上げます。

また、総会後の「第18回アクティブ王寺教育講演会」は、今回少し趣向を変えて、王  
寺町の地域で素晴らしい音楽活動を続けておられる「王寺ジュニアバンド ハルモ」と  
「王寺コミュニティ吹奏楽団 やわらぎウィンドハーモニー」の皆さんにお越しいただ  
き、「こどももおとなも楽しめる演奏会」と題した楽しいコンサートを開催させていただ  
きました。当日会場のいずみホールは約100名ほどの方々で満員となり、ご出演頂い  
た皆さんによる素晴らしい演奏を地域の方々に楽しんで頂くことができました。

草々

令和6年6月吉日

NPO法人アクティブ王寺

代表理事 加藤 守弘

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

|                         |                              |                      |         |               |       |
|-------------------------|------------------------------|----------------------|---------|---------------|-------|
| 年 月 日                   | 令和6年6月10日                    |                      |         |               |       |
| 表題と発行部数                 | 広報紙「議会報告 令和6年2月定例会」 26,700部発 |                      |         |               |       |
| 対象者                     | 北葛城郡4町                       |                      |         |               |       |
| 配布方法                    | 新聞折込 25,700部<br>街頭配布等 1,000部 |                      |         |               |       |
| 発行目的                    | 議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。        |                      |         |               |       |
| 按分率の説明                  | 按分率100%（議会報告が全体を占めるため）       |                      |         |               |       |
| 内容                      | 議会活動報告                       |                      |         |               |       |
| 編集・制作・<br>発送等に要した<br>経費 | 項目                           | 支払先                  | 金額      | 金額の積算         | 領収書番号 |
|                         | 制作印刷費                        | ㈱プット<br>アップス<br>スタイル | 45,844  | @2.92×15,700部 | 45    |
|                         | 新聞折込料                        | 〃                    | 77,100  | @3.00×25,700部 | 45    |
|                         | 消費税                          | 〃                    | 12,294  | 10%           | 45    |
|                         | 振込手数料                        | 〃                    | 445     |               | 45    |
|                         | 合 計                          |                      | 135,683 |               | 45    |
|                         | ※100%充当 ￥135,683 円           |                      |         |               |       |
| 備考                      | 添付資料：「議会報告 令和6年2月定例会」、請求書    |                      |         |               |       |

1,000部はサービス

注 発行した広報紙を添付してください。



請求  
明細書

清水 勉 様

登録番号 T2130001039469

PUT UP  
style

株式会社 プットアップ  
〒610-0101 京都府城陽市平川  
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



| 納品日       | 品名・仕様                   | 数量     | 単価      | 金額      |          |
|-----------|-------------------------|--------|---------|---------|----------|
| 2024/5/7  | 会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 | 15,700 | 2.92    | ¥45,844 |          |
|           | 会派での負担分                 | 11,000 |         | 0       |          |
| 2024/5/11 | 新聞折込料                   | 25,700 | 3.00    | ¥77,100 |          |
|           |                         |        |         |         |          |
|           |                         |        |         |         |          |
|           |                         |        |         |         |          |
| 10%対象     | ¥122,944                | 消費税    | ¥12,294 | 合 計     | ¥135,238 |



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP  
style

株式会社 プットアップ  
〒610-0101 京都府城陽市平川  
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



清水 勉 様

| 繰越残高(税込) | 調整額 | お買上げ額    | 消費税     | 合計ご請求額(税込) |
|----------|-----|----------|---------|------------|
|          |     | 122,944円 | 12,294円 | 135,238円   |

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

|     |        |                 |
|-----|--------|-----------------|
| 振込先 | 京都銀行   | 株式会社プットアップ・スタイル |
|     | ゆうちょ銀行 | 株式会社プットアップ・スタイル |

# 令和6年度 予算が成立!

## 高校無償化などの子育て支援、道路整備の加速化など 県民目線の政策が充実

山下知事就任後初となる令和6年度当初予算編成は、公約に掲げた県民目線の政策ばかりでしたが、自民党・無所属の会などが提出した修正案が可決しました。修正案提出の主な理由は、「奈良県の防災対策を0ベースで」という耳を疑うような理由でした。

### 能登地震で証明 災害時に役立たない滑走路

前知事時代、五條市に2,000mの滑走路を備えた大規模防災拠点をつくるため、約36億円で用地を購入。しかし、能登半島地震で能登空港の滑走路には多数の亀裂が入り機能しなかった事実や、盛り土を完成するのに10tダンプで毎日100台運んでも約90年かかるということを当会派の原山議員や山下知事が厳しく指摘。

このような計画を緊急防災減災事業債だから国が7割負担してくれると触れ回り、約1,000億円の事業を行おうとしていた人達が0ベースというのは理解に苦しみます。

### 無駄遣いで購入した土地の利用目的をこじつけているだけ!

消防学校移設も奈良県が抱えていた長年の課題です。交通アクセスや工事費用を考えると旧高田東高校への移転が合理的です。0ベースとは口だけで、五條移設を強く望むのは無駄遣いした土地の利用目的をこじつけているに過ぎません。このような方々に奈良県の今後の防災対策を任せることはできるでしょうか?

### 知事与党としての責任

会派日本維新の会は、山下知事の提出した当初予算案に賛成の立場であり、自民党・無所属の会が提出した修正予算案には反対の立場です。修正案の議決時に退席したのは、我々が当初予算案を強く主張し続けることによって、修正案を呑む山下知事の県政運営に支障をきたす結果になってはならないとの考えからです。知事とともに、これからも奈良県政発展、県民生活の向上に全力で取り組みます。

### 山下知事の公約が実現!

奈良県初の防災拠点として、県民目線の予算が実現しました。当初予算案が可決されたことにより、県民目線の政策が実現しました。山下知事と自民党・無所属の会が協力して、奈良県の防災対策を進めます。

### 杜撰な議案に反対!

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例

自民党無所属の会の議員から提出された条例改正案ですが、奈良県の経済発展や民間企業との協働を阻害する可能性があり、受け入れられる内容ではありません。経済労働委員会で佐藤、清田議員が提案者に対し質疑を行い、本会議で松木議員が反対討論の場で詳しく理由を説明しています。

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決事件として定める条例の一部を改正する条例

同じく自民党無所属の会の議員からの提案ですが、奈良県だけが他府県に対し意思決定に時間を要し、後れを取るような可能性もある内容です。本会議で福西議員が反対討論で理由を説明しています。

### メンバー紹介

各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

|                                                       |                                                                     |                                                                    |                                                            |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| <b>西広理</b> 大和郡 かつおひさ<br>・経済委員会<br>・南部・東部地域振興対策特別委員会   | <b>松尾勇臣</b> 高市郡 かつおひさ<br>・建設委員会<br>・南部・東部地域振興対策特別委員会                | <b>清水 勉</b> 北葛城郡 しんずつとむ<br>・総務委員会<br>・総合防災対策特別委員会<br>・議会運営委員会      | <b>佐藤光紀</b> 生駒市 さとうみつとむ<br>・経済分科委員会<br>・観光振興・地域公共交通対策特別委員会 |
| <b>木秀一郎</b> 奈良市 かつおひさ<br>・西葛城地区振興委員会<br>・経済委員会        | <b>中川 崇</b> 奈良市 かつおひさ<br>・建設委員会<br>・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会     | <b>小林 誠</b> 生駒市 こばやしさとこと<br>・建設委員会<br>・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会 | <b>工藤将之</b> 桜井市 ことうまさゆき<br>・厚生委員会<br>・南部・東部地域振興対策特別委員会     |
| <b>清田典章</b> 吉野市 きよたのりあき<br>・経済分科委員会<br>・少子化対策・女性の活躍促進 | <b>原山大亮</b> 高市郡 はらやまだいすけ<br>・総務委員会<br>・南部・東部地域振興対策特別委員会<br>・議会運営委員会 | <b>関本真樹</b> 大和郡山部 せきもとまさき<br>・文藝・文化委員会<br>・観光振興・地域公共交通対策特別委員会      | <b>福田倫也</b> 大和郡山部 ふくだとしや<br>・厚生委員会<br>・南部・東部地域振興対策特別委員会    |
| <b>山田洋平</b> 吉野市 やまだようへい<br>・総務委員会<br>・観光振興対策          | <b>星川大地</b> 奈良市 しまがわたいち<br>・文藝・文化委員会<br>・総合防災対策特別委員会                |                                                                    |                                                            |

# 令和6年 2月定例会

## 代表質問

小林 誠 議員

一部抜粋



- ① 県民の命と財産を守るための防災力の強化について
- ② 大阪・関西万博に向けた奈良県の取組について
- ③ 今後の奈良県の観光戦略について
- ④ 国スポ・全スポに向けた取組について
- ⑤ 学校現場における働き方改革と教職員が子ども達と向き合うための時間確保への取組について
- ⑥ 次なる新興感染症への備えについて
- ⑦ 県立高校入試における障害のある生徒への配慮について



## 県民の命と財産を守るための防災力の強化について

**質問** 見直された2,000m級滑走路を備えた大規模な拠点整備の財政的検証がこれまで県議会で議られていませんでした。

総事業費1,000億円の財源はどう賄うつもりですか。

**答弁** この土地の買収に活用した緊急防災・減災事業債は令和7年度までに事業を概成しなければならない。シリニア工事の残土を利用する計画で、期間内に工事が終わると思えない。また人件費、資材価格の上昇で建設費は1,000億円に達する可能性があり、事業債の期限も踏まえ、1,000億円を自前で賄う可能性もある。

## 一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



- ① 大和平野中央の県有地の活用について
- ② 大和川流域における流域治水対策について
- ③ 生成AI等を活用した働き方改革の推進について
- ④ 教育現場における生成AI等の活用について



## 大和平野中央の県有地の活用について

**質問** 磯城郡3町(川西町、三宅町及び田原本町)の県有地を活用したまちづくりは、地域の活性化、奈良県全体の発展に貢献すると思いますが、具体的にどのように取り組んでいくのですか？

**答弁** 川西町は「子どもを中心に多様な交流が生まれるまち」、三宅町は「次世代を担う学生×企業のまち」、田原本町は「交通安全・安心のまち」を用地活用の基本的方針として合意。今後は計画策定や調査を実施するなどし、地元・関係者に丁寧に説明するなど3町と連携して取組を進めていく。

福田 倫也 議員



- ① 大阪・関西万博の開催について
- ② 消防力の向上について
- ③ 小金打川の河川改修について
- ④ 土木技術職員の確保等について



## 消防力の向上について

**質問** 消防力の向上は、県民の安全・安心の確保に向け重要な課題と考えます。今後の取組と、消防学校の移転整備における知事の意気込をお聞かせください。

**答弁** 消防学校については、カリキュラムを充実させ、地元自治体と連携しつつ移転整備に向け着実に取り組んでいく。また、市町村へ消防団員の週改善の助言を行うほか、消防防災ヘリコプターを令和7年度に併用開始し直接的な消防力の向上を図っていく。

清田 典章 議員



- ① 市町村への権限移譲について
- ② 中和西部地域の発展に向けた取組について
- ③ スタートアップへの支援について
- ④ 「新しい産業政策のパッケージ」について
- ⑤ インバウンド向けの観光PRについて



## 市町村への権限移譲について

**質問** 奈良県の市町村への権限移譲対象事務の選定基準をお聞かせください。また、効率的な行政運営のため、奈良県が中心となって推進や見直しを行うのが望ましいと考えますが？

**答弁** 移譲対象事務は、「住民の利便性の向上」、「事務処理の迅速化及び効率化」、「市町村における総合行政の展開」の3つの観点により選定している。市町村の状況に応じて、移譲に適する事務かどうかを十分に検討し、引き続き権限移譲を進めていく。

山田 洋平 議員



- ① 関西文化学術研究都市について
- ② 養徳学舎について
- ③ 保育に関する支援の充実について
- ④ しごとセンターについて
- ⑤ がん患者への療養生活の支援や社会との共生について



## 養徳学舎について

**質問** 現状、入舎対象が男子学生のみとなっていますが、今後の方向性について考えをお聞かせください。

**答弁** 平成22年の建替え時に女子学生の受け入れを検討したが、女子の東京圏への進学率が他府県より低く、管理運営面での課題もあり見送った。しかし、東京圏への進学者に占める女子の割合増加や、他県では管理運営面での課題に対応していることから、女子の受け入れを前向きに検討していく。

## 委員会 報告

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

### 厚生委員会



福田

佐藤

### 建設委員会



松尾

中川

小林

### 総務警察委員会



清水

原山

山田

### 経済労働委員会



佐藤

松本

清田

### 文教くらし委員会



福西

阪本

野川

## 政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）

会派・議員名 清水 勉

|                                                |                                                       |     |                         |       |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----|-------------------------|-------|
| 年 月 日                                          | 令和 6 年 8 月 7 日                                        |     |                         |       |
| 場 所                                            | ホテル日航奈良 4 階「飛天」                                       |     |                         |       |
| 会 議 名                                          | 「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会<br>奈良県準備委員会」第 4 回総会 |     |                         |       |
| 相手方（人<br>数）                                    | 50 人                                                  |     |                         |       |
| 開催目的                                           | 総会                                                    |     |                         |       |
| 内容、結果等<br><br>※会議・意見<br>交換会開催の<br>効果を明記の<br>こと | 令和 5 年度事業報告及び収支決算<br>令和 6 年事業計画 等                     |     |                         |       |
| 開催に要した<br>経費                                   | 項 目                                                   | 金 額 | 内 訳                     | 領収書番号 |
|                                                | 駐 車 場                                                 | 550 | 王寺町南駐車代                 | 79    |
|                                                | 交 通 費                                                 | 640 | 電車代（JR 王寺駅から<br>奈良駅 往復） | 80    |
|                                                |                                                       |     |                         |       |
|                                                |                                                       |     |                         |       |
|                                                |                                                       |     |                         |       |
|                                                |                                                       |     |                         |       |
|                                                |                                                       |     |                         |       |
|                                                |                                                       |     |                         |       |
|                                                | 合 計                                                   | 円   |                         |       |
|                                                | ( 1,190 )                                             |     |                         |       |
| 備 考                                            | 添付資料：議会案内の書類                                          |     |                         |       |

第85回国民スポーツ大会・第30回全国  
障害者スポーツ大会奈良県準備委員会  
参 与 各 位



第85回国民スポーツ大会・第30回全国  
障害者スポーツ大会奈良県準備委員会  
会 長 山 下 真

「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会」  
第4回総会の開催について（依頼）

盛夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、この度、標記会議を下記のとおり開催することになりました。  
つきましては、ご多忙中とは存じますが、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 日 時

令和6年8月7日（水） 15:00～16:00 （受付14:30～）

2 場 所

ホテル日航奈良 4階「飛天」  
（奈良市三条本町8-1 TEL: 0742-35-6812）

3 内 容

令和5年度事業報告及び収支決算、令和6年度事業計画 等

4 その他

- (1) ご出席いただける場合は、別紙（出席報告票）を7月24日（水）までにご提出願います。
- (2) ご出席に際しての旅費等の支給はございませんのでご理解の程お願い申し上げます。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会事務局  
（奈良県地域創造部国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室内）

担当：福田、川野

TEL: 0742-27-8910

FAX: 0742-23-7105

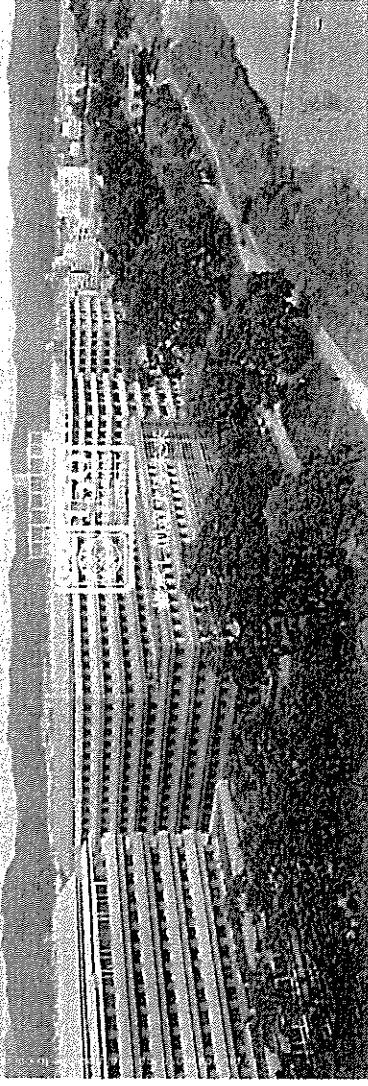
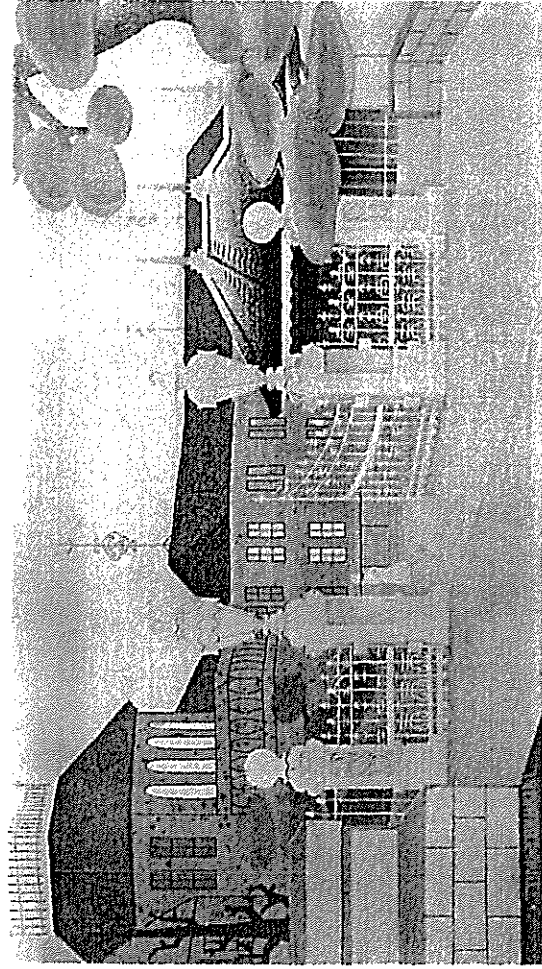
Mail: 

## 政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）

会派・議員名 清水 勉

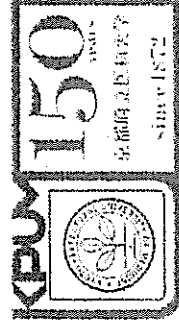
|                                |                                                                                               |       |                   |       |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------|-------|
| 年 月 日                          | 令和6年8月23日                                                                                     |       |                   |       |
| 場 所                            | 京都府立医科大学付属病院                                                                                  |       |                   |       |
| 会 議 名                          | 「京都府における周産期医療体制について～総合周産期母子センターの取り組み～」                                                        |       |                   |       |
| 相手方（人数）                        | 10人                                                                                           |       |                   |       |
| 開催目的                           | 周産期医療体制についての取り組み                                                                              |       |                   |       |
| 内容、結果等<br>※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと | 京都府立医科大学 教授 医学博士 森 泰輔氏<br>京都府立医科大学付属病院 病院管理課 副主任 本 守宏<br>両氏による京都府における周産期医療体制について<br>講義を受け質疑応答 |       |                   |       |
| 開催に要した経費                       | 項 目                                                                                           | 金 額   | 内 訳               | 領収書番号 |
|                                | 駐車場                                                                                           | 2,400 | 王寺駅北駐車場           | 90    |
|                                | JR 西日本<br>交通費                                                                                 | 1,980 | JR 王寺駅から京都駅<br>往復 | 91    |
|                                | 京都市営バス<br>交通費                                                                                 | 460   | 京都駅から京都府立医大       | 91    |
|                                |                                                                                               |       |                   |       |
|                                |                                                                                               |       |                   |       |
|                                |                                                                                               |       |                   |       |
|                                |                                                                                               |       |                   |       |
|                                |                                                                                               |       |                   |       |
|                                | 合 計<br>( 4,840                                                                                | 円 )   |                   |       |
| 備考                             | 添付資料：京都府立大学大学医院研究科女性生涯医科学、用紙                                                                  |       |                   |       |

# 京都府における周産期医療体制について ～総合周産期母子医療センターの取り組み～

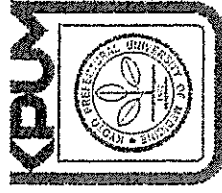


京都府立医科大学大学院医学研究科 女性生涯医科学

森 泰輔



# 附属病院の概要について



京都府立医科大学附属病院

UNIVERSITY HOSPITAL  
KYOTO PREFECTURAL UNIVERSITY OF MEDICINE

令和6年8月23日

京都府立医科大学附属病院 病院管理課

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

|                         |                              |                      |         |               |       |
|-------------------------|------------------------------|----------------------|---------|---------------|-------|
| 年 月 日                   | 令和6年8月27日                    |                      |         |               |       |
| 表題と発行部数                 | 広報紙「議会報告 令和6年6月定例会」 26,700部発 |                      |         |               |       |
| 対象者                     | 北葛城郡4町                       |                      |         |               |       |
| 配布方法                    | 新聞折込 25,700部<br>街頭配布等 1,000部 |                      |         |               |       |
| 発行目的                    | 議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。        |                      |         |               |       |
| 按分率の説明                  | 按分率100%（議会報告が全体を占めるため）       |                      |         |               |       |
| 内容                      | 議会活動報告                       |                      |         |               |       |
| 編集・制作・<br>発送等に要した<br>経費 | 項目                           | 支払先                  | 金額      | 金額の積算         | 領収書番号 |
|                         | 制作印刷費                        | ㈱プット<br>アップス<br>スタイル | 45,844  | @2.92×15,700部 | 94    |
|                         | 新聞折込料                        | 〃                    | 77,100  | @3.00×25,700部 | 94    |
|                         | 消費税                          | 〃                    | 12,294  | 10%           | 94    |
|                         | 振込手数料                        | 〃                    | 445     |               | 94    |
|                         | 合 計                          |                      | 135,683 |               | 94    |
|                         | ※100%充当 ￥135,683円            |                      |         |               |       |
| 備考                      | 添付資料：「議会報告 令和6年6月定例会」、請求書    |                      |         |               |       |

1,000部はサービス

注 発行した広報紙を添付してください。



請求  
明細書

清水 勉 様

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ  
〒610-0101 京都府城陽市 平川橋4-18-1  
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5311



| 納品日       | 品名・仕様                   | 数量     | 単価      | 金額      |          |
|-----------|-------------------------|--------|---------|---------|----------|
| 2024/8/18 | 会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 | 15,700 | 2.92    | ¥45,844 |          |
|           | 会派での負担分                 | 11,000 |         | 0       |          |
| 2024/8/18 | 新聞折込料                   | 25,700 | 3.00    | ¥77,100 |          |
|           |                         |        |         |         |          |
|           |                         |        |         |         |          |
|           |                         |        |         |         |          |
| 10%対象     | ¥122,944                | 消費税    | ¥12,294 | 合 計     | ¥135,238 |



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ  
〒610-0101 京都府城陽市 平川橋4-18-1  
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5311



清水 勉 様

| 繰越残高(税込) | 調整額 | お買上げ額    | 消費税     | 合計ご請求額(税込) |
|----------|-----|----------|---------|------------|
|          |     | 122,944円 | 12,294円 | 135,238円   |

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

|     |        |                 |
|-----|--------|-----------------|
| 振込先 | 京都銀行   | 株式会社プットアップ・スタイル |
|     | ゆうちょ銀行 | 株式会社プットアップ・スタイル |

# 県議会議員の報酬2割削減案を提出!

委員会で **議論もなく 否決!**

奈良県議会 議員報酬額

2割削減

議員 月額 **77万8,000円** → **62万2,400円**

議員 月額 96万5,000円 → 77万2,000円 副議長 月額 84万3,000円 → 67万4,400円

## 実質賃金は過去最長の26ヶ月連続マイナス 議員だけが 높은報酬をもらい続け、県民目線の政治ができるのか!!

私たち会派「日本維新の会」は6月定例会で昨年同様に県議会議員の月額報酬を2割削減する議案を提出しました。

しかし、今回は議案の委員会付託はされず、委員会で議論することなく否決されました。

2月定例会などでは、議員提案された議案は委員会付託され活発な議論がされたのに、なぜこの議員報酬削減案の場合は議論の場を設けないのでしょうか?

よほど自分たちが高い報酬をもらい続けていることに後ろめたい気持ちがあるのではないのでしょうか?

山下知事は公約通り、4年間の退職金3,550万円をゼロ、月額報酬も一割削減。

私たち、会派「日本維新の会」は一人毎月104,000円を報酬から身を切る改革として積み立て、その積立金約1,700万円(6月現在)を

能登半島地震で被災された石川県に寄附する予定です。さらに、県内の日本維新の会所属の市町村議員の積み立ても合算し、寄附総額は約2,000万円となります。本来なら自身の選挙区である奈良県、または市町村にお返しするのが本意ですが公職選挙法の規定により、他府県への寄付という選択をしています。

燃料費の高騰や物価高、更に政府自民党による政治資金問題が世間を騒がせている中、議員の報酬削減については議論の場すら与えない議会運営に落胆と憤りを禁じえません。

私たちは、この議案が採択されるまで自主的な報酬削減、つまり身を切る改革を続け、可決されるまでこの議案を提出し続けます。

そして、政治家自身が身分や待遇にこだわらず改革の先頭に立ち、既得権に切り込み、県民目線で奈良県改革を進めていきます!

### 自分達に都合の悪い審議をさせないため??

### 自民党・無所属の会が 議長・副議長ポストだけでなく 各委員会の正・副委員長もほぼ独占!

奈良県議会6月定例会で役員改選が行われ、自民党・無所属の会は名誉職かのように議長・副議長を独占。

さらに各委員会の正・副委員長もほぼ独占しました。

これは、自分達に都合の悪い審議をさせない為ではないのでしょうか?

私たち会派「日本維新の会」はどのような人選であっても全力で職務を全うし、これからも全力で県民目線の県政発展に向け、山下知事とともに全力で取り組んでいきます。

#### メンバー紹介

各メンバーの  
選出区ごとに  
色分けしています。

**大和郡・山形市**  
**関本 真樹** せきもと まこと  
・文教くらし委員会  
・観光振興対策  
・総合防災対策特別委員会

**高野郡**  
**松尾 勇臣** まつお ゆうじん  
・建設委員会  
・福祉・高齢・地域振興  
・労働対策委員会

**北葛城郡**  
**清水 勉**しみづ つとむ  
・産業振興委員会  
・総合防災対策特別委員会  
・議会運営委員会

**生駒市**  
**佐藤 光紀** さとう みつひこ  
・経済産業委員会  
・観光振興対策・地域公共交通  
・対策特別委員会

**奈良市・山辺郡**  
**中川 崇** なかがわ たかし  
・建設委員会  
・子ども対策・女性の活躍促進  
・スポーツ振興対策特別委員会

**生駒郡**  
**小林 誠** こばやし まこと  
・建設委員会  
・子ども対策・女性の活躍促進  
・スポーツ振興対策特別委員会

**桜井市**  
**工藤 将之**こうどう まさゆき  
・厚生委員会  
・南部・東部地域振興  
・対策特別委員会

**葛城郡**  
**福西 広理**ふくにし ひろみち  
・文教くらし委員会  
・総合防災対策特別委員会  
・議会運営委員会

**橿原市・高市郡**  
**原山 大亮**はらやま だいりやう  
・経済産業委員会  
・南部・東部地域振興対策  
・特別委員会  
・議会運営委員会

**奈良市・山辺郡**  
**松本 秀一郎**まつもと しゅういちろう  
・関西広域連合議員  
・経済労働委員会

**葛城市**  
**清田 典章**しみづた のりあき  
・経済産業委員会  
・子ども対策・女性の活躍促進  
・対策特別委員会

**生駒市**  
**山田 洋平**やまだ ようへい  
・建設委員会  
・観光振興対策  
・総合防災対策特別委員会

**奈良市・山辺郡**  
**星川 大地**ほしかわ だいち  
・文教くらし委員会  
・総合防災対策特別委員会

## 令和6年 6月定例会

## 代表質問

一部抜粋

中川 崇 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 今後の県政ビジョンについて
- 主要施策の発表のあり方について
- 高等学校授業料等の無償化の拡充について
- リニア中央新幹線の全線開業や奈良市附近駅に関する現状と見通しについて
- 奈良スーパーアプリの利便性向上について
- 観光客の増加に伴う地元住民の生活環境等への影響について
- 公立学校教員の経済的負担軽減について

## ● 今後の県政ビジョンについて

奈良県が今後目指すべき方向性と、その実現に向けてどのような施策を推進していく考えですか。

奈良が世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観など、素晴らしい魅力はとことん守り、後世に伝えていく。そして、課題解決のために変えないといけないものは断固として変えるというスタンスである。仕事と子育ての両立のしにくさや道路などのインフラ整備の遅れなどは変えていく。一方、県内産業の活性化、脱炭素・水素社会の実現、観光施策の推進に取り組む。奈良県の持つ限りない可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できるようにするため、これからも施策を着実に実行する。

## 一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 次世代型ソーラーセルについて
- 睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について
- 炊出し支援にかかる枠組みづくりについて
- 県庁舎エントランスの活用について
- パーティボートの設置について

## 睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について

睡眠の重要性や睡眠の質を確保することについて、どのように考え、取り組まれますか？

睡眠不足により、心身への悪影響や寿命短縮リスクの上昇が指摘されているため「なら健康長寿基本計画(第2期)」で、「睡眠時間が充分にとれている人の増加」に加え、新たに「睡眠で休養がとれている人の増加」を目標とし、睡眠不足が心身に及ぼす影響や適切な睡眠のための工夫、睡眠時無呼吸症候群をはじめとする睡眠障害の知識や、早期受診の重要性等について周知・啓発に取り組む。

松木 秀一郎 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 犬・猫の殺処分削減の取組について
- 県民サービスの向上に資するオンラインの活用について
- 庁内におけるデジタル化の推進について
- 道の駅「クロスウェイなかまち」の開業に向けた取組について

## 犬・猫の殺処分削減の取組について

犬や猫の殺処分を減らすために、動物愛護団体との連携、積極的な譲渡会の開催、飼い主への意識啓発、TNR活動等の複合的取組が必要と考えますが、取組方針は？

令和5年度は、譲渡可と判定した犬・猫は全て譲渡し、やむを得ず殺処分した頭数は10年前の9割減となった。殺処分削減に引き続き取り組むため、不妊去勢手術を行い元の場所に戻すTNRの取組による引取数削減、動物愛護団体やボランティアとの連携による譲渡促進、しつけ方教室等の適正飼育啓発などを行っていく。

原山 大亮 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 新駅を含めた医大周辺のまちづくりについて
- 県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について
- 中南和地域の休日、夜間における1次救急医療体制について

## 県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用に関して、病院駐車場の整備を含めた今後の計画についてお聞かせください。

跡地を活用した新外来棟の整備を計画している。建設候補地は現外来棟より第1駐車場や検討中の新駅へのアクセスのよい南側で利便性も向上する見込み。また、第1駐車場の渋滞を解決するため、大和高田バイパス南側でのまちづくりの検討状況を踏まえながら、テニスコート等の跡地を駐車場として活用することを、選択肢の一つとして検討したい。

## 委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

## 厚生委員会

## 建設委員会

## 総務警察委員会

## 経済労働委員会

## 文教くらし委員会



松尾

中川

小林



清水

原山

山田



佐藤

松木

清田



第11号様式の9（第5条関係）

| 政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）                        |                                                                     |          |                          |       |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------|-------|
| 会派・議員名 清 水 勉                               |                                                                     |          |                          |       |
| 年 月 日                                      | 令和6年10月13日(日) 13:00～14:00                                           |          |                          |       |
| 場所                                         | いずみスクエア3階ホール(王寺町)                                                   |          |                          |       |
| 会議名                                        | 県政報告会                                                               |          |                          |       |
| 相手方（人数）                                    | 地域住民 100人                                                           |          |                          |       |
| 開催目的                                       | 令和6年9月定例県議会の報告                                                      |          |                          |       |
| 内容、結果等<br>※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと             | 令和6年9月定例県議会代表質問についての報告及び意見交換<br>住民から寄せられた意見をもとに、本会議での質問等議員活動に役立てている |          |                          |       |
| 開催に要した経費                                   | 項目                                                                  | 金額       | 内訳                       | 領収書番号 |
|                                            | ホール使用料                                                              | 33,400   | いずみホール他使用料               | 119   |
|                                            | 控室使用料                                                               | 390      | 控室使用料                    | 119   |
|                                            | コピー代                                                                | 200      | コピー代                     | 119   |
|                                            |                                                                     |          |                          |       |
|                                            |                                                                     |          |                          |       |
|                                            |                                                                     |          |                          |       |
|                                            |                                                                     |          |                          |       |
|                                            | 合計                                                                  | 33,990 円 | (33,400+390+200=¥33,990) |       |
| 備考                                         | 添付資料：県政報告会資料                                                        |          |                          |       |
| 後援会活動、政党活動などを含むため25%を計上 33,990*25%=8,497 円 |                                                                     |          |                          |       |

注 会議の次第や資料等を添付してください。

# 日本維新の会 県政報告会

日・時 令和6年10月13日(日)  
場 所 王寺町いずみスクエア3Fホール

令和6年9月定例県議会 代表質問項目

1. 奈良県の防災対策推進について
2. 今後の奈良県医療体制の充実について
3. 教育の無償化・子育て支援の深化について
4. 奈良モデルの今後について
5. 経済・観光振興に関連する道路整備について



-発行-  
奈良県議会議員  
清水勉事務所  
北葛城郡王寺町大字3丁目1-13  
TEL 0745-31-3710  
FAX 0745-43-8710  
mail [redacted]

## 1. 奈良県の防災対策推進について

- ・今年の元日には、能登半島でマグニチュード7.6の地震が発生し、志賀町、輪島市で震度7が観測され、9月24日現在、死者は、災害関連死を含めて376人、行方不明者3人、負傷者は1,335人、家屋全壊6,410棟、半壊22,719棟という大きな被害を受け、今なお428名の方々が避難所での生活を余儀なくされています。
- ・更に、8月8日16時43分頃には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、震源地近くの日南市では震度6弱の揺れを観測したことを受けて、気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震の可能性が高まっていると考えられるとして、同日夕刻に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表し、巨大地震への注意を呼びかけました。お盆の時期でご心配になられたと思います。
- ・台風10号の影響により、9月21日～23日に能登半島で24時間雨量400mm超という大雨が降り、地震で甚大な被害を受けた地域に追い打ちをかける災害が発生しました。
- ・昭和57年の大水害時には、「奈良市では日降水量が160mmに達した」と奈良地方気象台に記録されています。もし、400mmの雨が和歌山川上流域で降ったら奈良県の平野部は水没してしまいます。
- ・五條市内県有地を使った中核的防災拠点、橿原市内施設における中核的防災拠点を整備される予定ですが、大規模地震が発生した場合には広域で停電の発生、孤立集落への支援が必要となることから、何らかの方法で電源の確保が必要です。

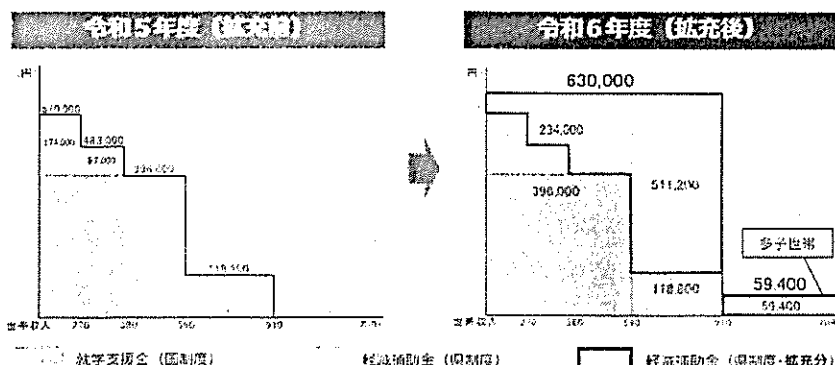
## 2. 今後の奈良県医療体制の充実について

- ・西和医療センターの建設予定地は、JR法隆寺駅南側と決まりましたが、奈良県病院機構の経営を考えた上で西和地域全体の診療体制を考えるべきであること。
- ・西和地域より産科の復活が望まれていることも考慮した病棟の整備が望まれること。

## 3. 教育の無償化・子育て支援の深化について

- ・私立高等学校の授業料無償化を今年度より開始。（大規模な箱物行政を見直して財源を捻出）
- ・対象とならない県外の私学等に通学する学生への支援策として通学定期に対する助成を要望。
- ・子育て支援策として、給食費の無償化へ向けた市町村への助成事業の創設を要望。

### 制度のイメージ（全日制・定時制の私立高等学校の場合）



### 拡充します！ 授業料等の支援

私立高等学校等に通う生徒の「授業料等軽減補助金」制度を大幅に拡充し、令和6年度から全学年を対象に支援します。

#### 対象世帯の拡大

世帯収入...  
380万円未満の世帯 年 910万円未満の世帯  
910万円以上の多子世帯

国の就学支援金と合わせた支援額の増額（以下、年間の最大支援額。）

全日制：570,000円 年 630,000円  
定時制：312,000円 年 321,000円

※ 就学支援金の対象外となった多子世帯への支援についても実施します。

#### 4. 奈良モデルの今後について

- ・奈良県が市町村をサポートする「奈良モデル」は、自治体の自立を妨げている。
- ・小さな自治体では人口減少社会で行政需要に対して行政経営が出来なくなる恐れがあり、広域連携を深化させる必要がある。

#### 5. 経済・観光振興に関連する道路整備について

- ・新たに5年間で83億円を道路維持に投資されるが、同時に管理区分の違う道路の整備も必要。
- ・例えば、国道25号の法隆寺近辺は無歩道区間があり、観光客の散策に障害となっている。

#### 総合防災対策特別委員会（令和6年9月12日）

##### 【通告外】

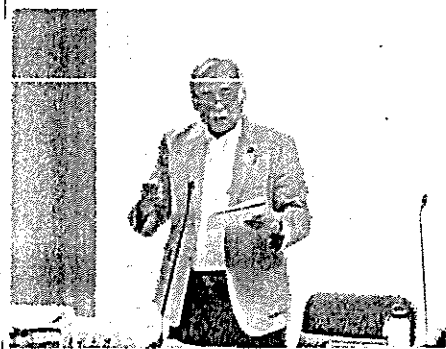
1. 緊急防災減災事業債の事業スキームについて再確認する。；前計画の2000m級大規模広域防災拠点の事業費は、総額約720億円の見積であるが、その内の70%（約504億円）が交付税措置、残る30%（216億円）は県民負担となるので、パブリックコメントなどで県民に確認を行ったか？ → 対象事業でないため行っていない。
2. 中核的広域防災拠点について；前知事は空港が出来れば便利になるとの主旨の発言もされていたが、空港として整備するのではなく、滑走路付きの防災拠点は維持管理費も多額である。空港法との違いを整理して提出されたい。（環境アセス、パブリックコメントなど） → 委員会に提出する。



#### 総務警察委員会（令和6年9月26日）

##### 【通告分】

1. 令和6年度採用試験について（人事課、行政・人材マネジメント課）  
一般行政職は、募集定員に達しているが、技術職（土木・建築）は予定採用人数に達していない状況の改善策については？；人材確保のため、昨年度よりインターンシップ制度等を導入。秋にも追加募集中
2. 行政財産の目的外使用の許可等について（ファシリティーマネジメント室）  
減免対象の貸し付け県有資産について、貸付主旨に整合しない現状となっている団体に対しては行政改革の面から見直しが必要ではないか？；検討する。



#### 3. 消防学校用地選定の基準は？（消防救急課）

五條市内県有地と旧高田東高等学校跡地の2か所で選定されているが、誰が見ても納得のいく選定理由とすべきで、国有財産も含めて最適箇所を検討すべきではないか？；検討部会で

#### 4. 警察官の装備品管理及び予算について（県警本部）

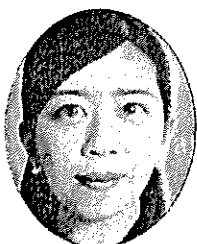
特に危険業務に従事している外勤警察官の装備品について、更新計画があるのか？；各部門で異動などの機会に適切管理に努めている。

##### 【通告外】

#### 1. 中核的防災拠点への交通アクセスについて（防災統括室）

特に五條市県有地におけるアクセス道路の整備手法として、五條市道を県道に移管して拡幅整備することは可能か？；検討する。

#### 服部ちか衆議院支部長にご期待を！



昨年末、京都から奈良県天理市に移住して政治活動を始め、早くも1年が過ぎました。京都大学iPS細胞研究所に勤務しているときに民主党政権となり、iPS細胞研究所も事業仕分けの対象となり苦勞された経験から政治の世界に・・・衆議院奈良2区は厳しい選挙区であるからこそ、チャレンジする意味がある！政治を国民の感覚となるよう奈良県総支部のメンバーと共に頑張っ

## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

|                         |                                                      |                   |         |               |       |
|-------------------------|------------------------------------------------------|-------------------|---------|---------------|-------|
| 年 月 日                   | 令和6年12月10日                                           |                   |         |               |       |
| 表題と発行部数                 | 広報紙「議会報告 令和6年9月定例会」 29,000部発行                        |                   |         |               |       |
| 対象者                     | 北葛城郡4町                                               |                   |         |               |       |
| 配布方法                    | 新聞折込（4紙）＋日経新聞 22,900部<br>6,100部はボランティアによるポスティングと街頭配布 |                   |         |               |       |
| 発行目的                    | 議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。                                |                   |         |               |       |
| 按分率の説明                  | 按分率93%（議会活動報告以外の紙面を除いた割合を充当）                         |                   |         |               |       |
| 内容                      | 議会活動報告                                               |                   |         |               |       |
| 編集・制作・<br>発送等に要した<br>経費 | 項目                                                   | 支払先               | 金額      | 金額の積算         | 領収書番号 |
|                         | 印刷費                                                  | (株)シンコー<br>アドヴァンス | 217,500 | @7.50×29,000部 | 150   |
|                         | デザイン編集費                                              | 〃                 | 30,000  | 一式            | 150   |
|                         | 新聞折込(4紙)日経新聞                                         | 〃                 | 70,990  | @3.10×22,900部 | 150   |
|                         | 消費税                                                  |                   | 31,849  | 10%           | 150   |
|                         | 振込手数料                                                | 〃                 | 220     |               | 150   |
|                         | 合 計                                                  |                   | 350,559 |               | 150   |
|                         | ※93%充当 ￥326,019 円 (350,559×93%=326,019.-)            |                   |         |               |       |
| 備考                      | 添付資料：「議会報告 令和6年9月定例会」、納品書                            |                   |         |               |       |

注 発行した広報紙を添付してください。



# 奈良県議会議員

# 清水 勉

日本維新の会

令和6年9月定例会  
議会報告

議会は、県民の皆さまの意見を県政に反映させる場で、県の予算や条例の制定などの重要な事柄について審議し、決定するための意思決定機関です。

令和6年9月  
定例会議会  
代表質問 項目

1. 奈良県の防災対策推進について
2. 今後の奈良県医療体制の充実について
3. 教育の無償化・子育て支援の深化について
4. 奈良モデルの今後について
5. 経済・観光振興に関連する道路整備について



## 1 奈良県の防災対策推進について

・今年の元日には、能登半島でマグニチュード 7.6 の地震が発生し、志賀町、輪島市で震度7が観測され、9月24日現在、死者は、災害関連死を含めて376人、行方不明者3人、負傷者は1,335人、家屋全壊6,410棟、半壊22,719棟という大きな被害を受け、今なお428名の方々が避難所での生活を余儀なくされています。

・更に、8月8日16時43分頃には、日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、震源地近くの日南市では震度6弱の揺れを観測したことを受けて、気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震の可能性が高まっていると考えられるとして、同日夕刻に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表し、巨大地震への注意を呼びかけました。お盆の時期でご心配になられたと思います。

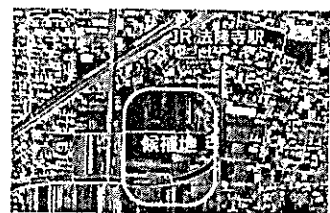
・台風10号の影響により、9月21日～23日に能登半島で24時間雨量400mm超という大雨が降り、地震で甚大な被害を受けた地域に追い打ちをかける災害が発生しました。

・昭和57年の大水害時には、「奈良市では日降水量が160mm に達した」と奈良地方気象台に記録されています。もし、400mmの雨が和歌山川上流域で降ったら奈良県の平野部は水没してしまいます。

・五條市内県有地を使った中核的防災拠点、橿原市内施設における中核的防災拠点を整備される予定ですが、大規模地震が発生した場合には広域で停電の発生、孤立集落への支援が必要となることから、何らかの方法で電源の確保が必要です。

## 2 今後の奈良県医療体制の充実について

- ・西和医療センターの建設予定地は、JR法隆寺駅南側と決まりましたが、奈良県病院機構の経営を考えた上で西和地域全体の診療体制を考えるべきであること。
- ・西和地域より産科の復活が望まれていることも考慮した病棟の整備が望まれること。



## 3 教育の無償化・子育て支援の深化について

- ・私立高等学校の授業料無償化を今年度より開始。（大規模な箱物行政を見直して財源を捻出）
- ・対象とならない県外の私学等に通学する学生への支援策として通学定期に対する助成を要望。
- ・子育て支援策として、給食費の無償化へ向けた市町村への助成事業の創設を要望。

## 拡充します！ 授業料等の支援

私立高等学校等に通う生徒の「授業料等軽減補助金」制度を大幅に拡充し、令和6年度から全学年を対象に支援します。

対象世帯の拡大

世帯収入が、  
380万円未満の世帯 ➡ 910万円未満の世帯  
※1 高校の一方が私立で、高校生1人  
※2 23歳未満の子が3人以上いる世帯  
910万円以上の多子世帯

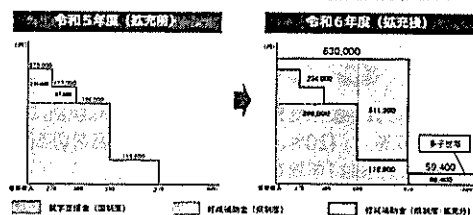
国の就学支援金と合わせた支援額の増額（以下、年度の最大支援額。）

全日制：570,000円 ➡ 630,000円

定時制：312,000円 ➡ 321,000円

※ 就学支援金の対象外となった多子世帯への支援についても実施します。

制度のイメージ（全日制・定時制の私立高等学校の場合）



▲奈良県ホームページより

## 4 奈良モデルの今後について

- ・奈良県が市町村をサポートする「奈良モデル」は、自治体の自立を妨げている。
- ・小さな自治体では人口減少社会で行政需要に対して行政経営が出来なくなる恐れがあり、広域連携を深化させる必要がある。



## 5 経済・観光振興に関連する道路整備について

- ・新たに5年間で83億円を道路維持に投資されるが、同時に管理区分の違う道路の整備も必要。
- ・例えば、国道25号の法隆寺近辺は無歩道区間があり、観光客の散策に障害となっている。

### 総合防災対策特別委員会 【通告外】 (令和6年9月12日)



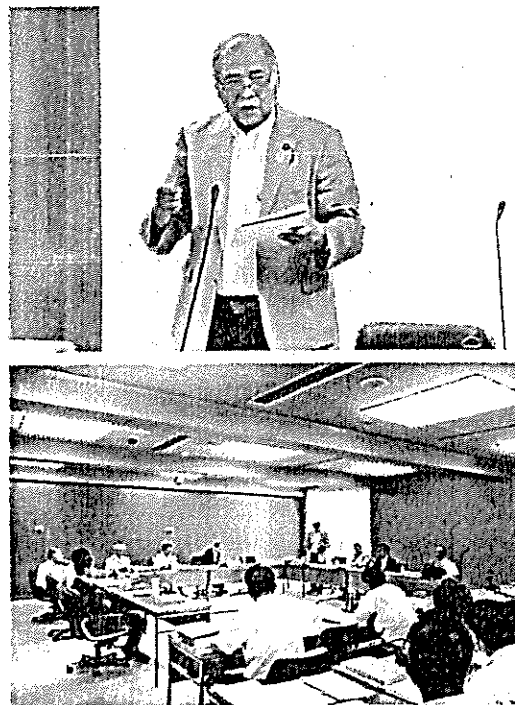
1. 緊急防災減災事業債の事業スキームについて再確認する。  
・前計画の2000m 級大規模広域防災拠点の事業費は、総額約720億円の見積であるが、その内の70% (約504億円) が交付税措置、残る30% (216億円) は県民負担となるので、パブリックコメントなどで県民に確認を行ったか? → 対象事業でないため行っていない。→ 多くの県民が知らない間に大規模事業が進んでいた。
2. 中核的広域防災拠点について: 前知事は空港が出来れば便利になるとの主旨の発言もされていたが、空港として整備するのではなく、滑走路付きの防災拠点は維持管理費も多額である。空港法との違いを整理して提出されたい。(環境アセス、パブリックコメントなど) → 委員会に提出する。

### 総務警察委員会 【通告外】 (令和6年9月26日)

1. 令和6年度採用試験について (人事課、行政・人材マネジメント課)  
一般行政職は、募集定員に達しているが、技術職 (土木・建築) は予定採用人数に達していない状況の改善策については? : 人材確保のため、昨年度よりインターンシップ制度等を導入。秋にも追加募集中
2. 行政財産の目的外使用の許可等について (ファシリティーマネジメント室)  
減免対象の貸し付け県有資産について、貸付主旨に整合しない現状となっている団体に対しては行政改革の面からも見直しが必要ではないか? : 検討する。
3. 消防学校用地選定の基準は? (消防救急課)  
五條市内県有地と旧高田東高等学校跡地の2か所で選定されているが、誰が見ても納得のいく選定理由とすべきで、国有財産も含めて最適箇所を検討すべきではないか? : 検討部会で
4. 警察官の装備品管理及び予算について (県警本部)  
特に危険業務に従事している外勤警察官の装備品について、更新計画があるのか? : 各部門で異動などの機会に適切管理に努めている。

【通告外】

1. 中核的防災拠点への交通アクセスについて (防災統括室)  
特に五條市県有地におけるアクセス道路の整備手法として、五條市道を県道に移管して拡幅整備することは可能か? : 検討する。



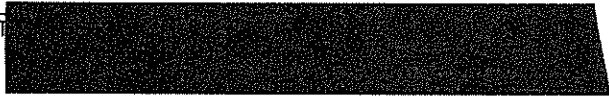
## 「身を切る改革」→

日本維新の会奈良県総支部では、議会議員の報酬額により一定の基準 (報酬額×67% × (20%、10%、5%)) により「身を切る改革」を定めています。(現在、総額は1年間で約2,500万円)

今年度は、令和6年8月3日に能登半島地震に対する義援金として2,000万円を石川県にお届けしました。

過去の被災地支援額は、2018年7月10日に大阪北部地震義援金として大阪府へ県議会議員4名から140万円、2018年8月6日に市議会議員団から岡山県倉敷市へ80万円、2019年11月20日に台風24号災害義援金として奈良県総支部から福島県に150万円、2020年10月13日に奈良県コロナ感染症対策基金へ140万円、2021年11月17日に奈良県総支部から佐賀県へ300万円、2021年11月19日に奈良県総支部から熱海市へ300万円など。

**支援総額は、3,100万円超!**



清水 勉 様

10714

納品書

納品No 241204006  
( 1 / 1 )

Shinko Advance

2024年12月 4日

株式会社 シンコーアドヴァンス

〔営業本部〕 〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠259-4  
TEL 0745(55)4800 FAX 0745(55)4842  
〔大阪営業所〕 〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43  
あべのハルカス31階 TEL 06(6625)5135  
〔本 社〕 〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目7-6  
登録番号：T4150001012827

| 商品コード      | 品名            | 規格 | 度数  | 数量     | 単位 | 単価        | 金額                 |
|------------|---------------|----|-----|--------|----|-----------|--------------------|
| 2404082 01 | 議会報告 令和6年12月号 | B4 | 4/4 | 29,000 | 枚  | 7.50      | 217,500<br>(外税10%) |
| 2404082 02 | デザイン編集費       | B4 |     | 1      | 枚  | 30,000.00 | 30,000<br>(外税10%)  |
| 2404082 03 | 新聞折込(4紙)、日経新聞 | B4 |     | 22,900 | 枚  | 3.10      | 70,990<br>(外税10%)  |
| 2404082 04 | ポスティング(王寺町全域) | B4 |     | 7,500  | 枚  | 2.80      | 21,000<br>(外税10%)  |

摘要: マットコート67.5kg、フルカラー印刷  
※折込:奈良サンケイ企画 22900枚 2024年12月7日(土)折込  
※ポスティング王寺全域7500枚 2024年12月7日(土)~13日(金)  
※車致所納品1800枚(一へ折り加丁)

|    |  |     |         |
|----|--|-----|---------|
| 担当 |  | 小計  | 339,490 |
|    |  | 消費税 | 33,949  |
|    |  | 合計  | 373,439 |

## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

|                         |                               |                        |         |               |       |
|-------------------------|-------------------------------|------------------------|---------|---------------|-------|
| 年 月 日                   | 令和7年1月10日                     |                        |         |               |       |
| 表題と発行部数                 | 広報紙「議会報告 令和6年9月定例会」 26,700部発行 |                        |         |               |       |
| 対象者                     | 北葛城郡4町                        |                        |         |               |       |
| 配布方法                    | 新聞折込 25,700部<br>街頭配布等 1,000部  |                        |         |               |       |
| 発行目的                    | 議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。         |                        |         |               |       |
| 按分率の説明                  | 按分率100%（議会報告が全体を占めるため）        |                        |         |               |       |
| 内容                      | 議会活動報告                        |                        |         |               |       |
| 編集・制作・<br>発送等に要した<br>経費 | 項目                            | 支払先                    | 金額      | 金額の積算         | 領収書番号 |
|                         | 制作印刷費                         | (株)プット<br>アップス<br>スタイル | 45,844  | @2.92×15,700部 | 167   |
|                         | 新聞折込料                         | "                      | 77,100  | @3.00×25,700部 | 167   |
|                         | 消費税                           | "                      | 12,294  | 10%           | 167   |
|                         | 振込手数料                         | "                      | 445     |               | 167   |
|                         | 合 計                           |                        | 135,683 |               | 167   |
|                         | ※100%充当 ￥135,683 円            |                        |         |               |       |
| 備考                      | 添付資料：「議会報告 令和6年9月定例会」、請求書     |                        |         |               |       |

1,000部はサービス

注 発行した広報紙を添付してください。



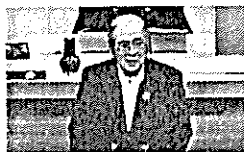
## 令和6年 9月定例会

## 代表質問

一部抜粋

清水 勉 議員

奈良県議会公式ホームページ内議会中継より



- ① 防災対策の推進について
- ② 医療体制の充実について
- ③ 教育の無償化と子育て支援の深化について
- ④ 奈良モデルの今後について
- ⑤ 経済・観光振興に資する道路整備について



## ① 防災対策の推進について

災害応急対策検討部会での議論を踏まえ、いつ発生しても不思議ではない大規模災害に対応するために停電時の非常用電源を備えた広域防災拠点の整備に早急に取り組むべきでは？

検討部会において提示された中間とりまとめでは、北部、南部中核拠点が連携・補完して災害対応にあたることとしている。南部中核拠点では、ベースキャンプ、支援物資保管庫、ヘリパッド、駐機場等を整備する方針である。南部中核拠点の自立した運用、孤立集落の発生、長期の停電リスクに対応するため、非常用電源の確保は重要な課題であり、今後の検討部会で必要量や導入方法を検討していく予定。また、完成後の施設運用についても、訓練を実施しながら改善する工程が重要であると考えている。

## 一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 大和平野中央における新たなまちづくりについて
- ② 奈良スーパーアプリの市町村との共同利用について
- ③ 県道の維持管理について
- ④ 県立高等学校における熱中症対策と体育館等への空調設置について

## 県立高等学校の熱中症対策と体育館等への空調設置について

熱中症の危険と隣り合わせの状況で体育や部活動に取り組む高校生の現状について、どのように認識していますか？また、今後の熱中症対策と、体育館や武道場への空調設置に関する方針は？

体育や部活動等での運動中、特に施設内での活動は熱中症リスクが高いと認識している。県では各様の予防対策に注力するとともに、県立高校の体育館への空調設備は、計画を前倒しして、体育科設置校などから設置に着手していく。武道場等への設置は、必要性を判断し検討を行う。

関本 真樹 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① コンテンツの整備による観光誘客の推進について
- ② 県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について
- ③ 奈良県教育振興大綱について
- ④ 小中学校における1人1台端末の活用について

## 県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について

県立民俗博物館の展示スペースについて、今後の方向性やスケジュールは？また、県で保管している民俗資料の整理について、現況と今後の計画についてお聞かせください。

大量の民俗資料の整理に向け、専門家の協力を得て、令和7年度中の収集・保存ルール策定を目指すとともに、資料やデータ整理を実施し、収納スペースの確保に取り組む。令和9年度中の展示室の再開に向け、収蔵展示やデジタルアーカイブによる公開などの検討を進める。

星川 大地 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について
- ② ソーシャルメディアを活用した情報発信について
- ③ 高齢者の介護予防の取組について
- ④ 奈良公園周辺における観光施策について
- ⑤ 優秀な警察官の確保について

## 過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について

公共交通が脆弱な過疎地域などにおいては、自家用車の代替手段となる地域公共交通を維持する必要があると考えますが、どのような取組を行っていますか？

公共交通サービスの維持・充実に向け、市町村、交通事業者等と連携し、様々な取組を推進している。具体的には広域バス路線運行費の一部補助、住民に身近な移動手段確保に取り組む市町村の実証運行等の取組への支援や市町村等が自家用車を活用して実施する「公共ライドシェア」のモデルケースの組成に取り組んでいる。

福西議員の議会質問後、山下知事が「空調設備の設置を前倒しして完了することを目指す」と方針を示しました。

特別支援学校の設置完了後、早期の設置完了を目指す。

令和9年度末の設置完了を計画を前倒しして、令和8年度末の設置完了を目指す。

特別支援学校の設置完了後、早期の設置完了を目指す。

令和6年度から着手し、早期の設置完了を目指す。

令和6年11月12日 知事定例会記者会見より



## 委員会 報告

委員の新しい質問内容は、本ページの動画をご覧ください。





請求  
明細書

清水 勉 様

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ  
〒610-0101 京都府城陽市  
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



| 納品日        | 品名・仕様                   | 数量     | 単価      | 金額          |
|------------|-------------------------|--------|---------|-------------|
| 2024/12/10 | 会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4 | 15,700 | 2.92    | ¥45,844     |
|            | 会派での負担分                 | 11,000 |         | 0           |
| 2024/12/15 | 新聞折込料                   | 25,700 | 3.00    | ¥77,100     |
| 10%対象      | ¥122,944                | 消費税    | ¥12,294 | 合計 ¥135,238 |



合計請求書

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ  
〒610-0101 京都府城陽市  
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



清水 勉 様

| 繰越残高(税込) | 調整額 | お買上げ額    | 消費税     | 合計ご請求額(税込) |
|----------|-----|----------|---------|------------|
|          |     | 122,944円 | 12,294円 | 135,238円   |

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

|     |        |                 |
|-----|--------|-----------------|
| 振込先 | 京都銀行   | 株式会社プットアップ・スタイル |
|     | ゆうちょ銀行 | 株式会社プットアップ・スタイル |

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

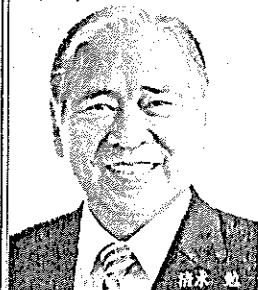
|                         |                                                       |                   |         |               |       |
|-------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------|---------|---------------|-------|
| 年 月 日                   | 令和7年1月16日                                             |                   |         |               |       |
| 表題と発行部数                 | 広報紙「議会報告 令和7年1月号」 14,000部発行                           |                   |         |               |       |
| 対象者                     | 北葛城郡4町                                                |                   |         |               |       |
| 配布方法                    | 新聞折込（4紙）、日経新聞 4,950部<br>ポスティング 7,500部<br>街頭配布等 1,550部 |                   |         |               |       |
| 発行目的                    | 議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。                                 |                   |         |               |       |
| 按分率の説明                  | 按分率100%<br>（総経費からポスティング経費を除いた金額を充当する）                 |                   |         |               |       |
| 内容                      | 議会活動報告                                                |                   |         |               |       |
| 編集・制作・<br>発送等に要した<br>経費 | 項目                                                    | 支払先               | 金額      | 金額の積算         | 領収書番号 |
|                         | 印刷費                                                   | (株)シンコー<br>アドヴァンス | 137,200 | @9.80×14,000部 | 169   |
|                         | デザイン編集費                                               | 〃                 | 30,000  | 一式            | 169   |
|                         | 新聞折込(4紙)日経新聞                                          | 〃                 | 15,345  | @3.10×4,950部  | 169   |
|                         | 二つ折り<br>と4つ折り                                         | 〃                 | 7,750   | @5.00×1,550部  | 169   |
|                         | 消費税                                                   |                   | 19,029  | 10%           | 169   |
|                         | 振込手数料                                                 | 〃                 | 0       |               | 169   |
|                         | 合 計                                                   |                   | 209,324 |               | 169   |
|                         | ※100%充当 ￥209,324 円（232,424-21,000-2,100=209,324.-）    |                   |         |               |       |
| 備考                      | 添付資料：「議会報告 令和7年1月定例会」、請求書                             |                   |         |               |       |

注 発行した広報紙を添付してください。

日本維新の会

奈良県議会議員

日本維新の会



清水 勉

議会報告

議会は、県民の皆さまの意見を県政に反映させる場で、県の予算や条例の制定などの重要な事柄について審議し、決定するための意思決定機関です。

## なぜ、西和医療センター建設予定地が変更されたのか！

(令和6年3月13日予算委員会提出資料より清水作成)

| 項目     | JR王寺南 | 平群町① | 平群町② | 三郷町① | 三郷町② | 斑鳩町 | 河合町① | 河合町② | 河合町③ |
|--------|-------|------|------|------|------|-----|------|------|------|
| アクセス性  | 32    | 22   | 26   | 29   | 26   | 32  | 24   | 30   | 31   |
| 敷地条件   | 13    | 17   | 21   | 12   | 14   | 25  | 17   | 22   | 18   |
| スケジュール | 14    | 14   | 16   | 13   | 21   | 16  | 12   | 10   | 11   |
| 整備費用   | 9     | 16   | 17   | 14   | 17   | 16  | 14   | 15   | 16   |
| 合計     | 68    | 69   | 80   | 68   | 78   | 89  | 67   | 77   | 76   |

「令和4年西和医療センター基本構想」では、王寺町とのまちづくり連携協定を基本として、現在地での建替えと王寺駅南地区での建替えしか検討されておらず、現地建替えは制約が多いことから移設が望ましく、「現地建替よりJR王寺駅南側地区への「移転建替」が効果的であると考えています。」と結論付けられていましたが、移転先の移転補償費や工期についての検討がなされていませんでした。

建設に必要な全体事業費や事業スケジュールが不明であったことや、西和医療センターは、旧奈良県立三室病院として昭和54年4月1日開院し、既に45年が経過し耐震基準を一部満足していないこともあり、西和地区の基幹病院として出来るだけ早期の建て替えが望まれていました。このことから、山下知事が就任後に改めて西和7町に対して「西和医療センターの移設可能な用地情報の提供」を求めましたところ、平群町から2か所、三郷町から2か所、斑鳩町から1か所、河合町から3か所の候補地の情報提供がありました。

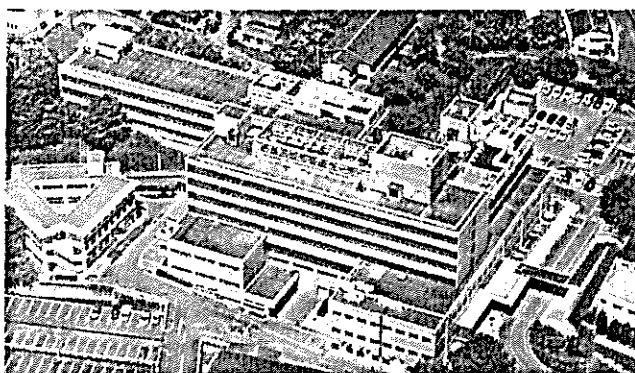
4町から情報提供がなされたということは、西和7町における協議内容も「西和医療センターの建替え場所は、JR王寺駅南側の電車留置線の一部を含む王寺駅南に決定していた。」ということではなかったとも考えられます。

情報提供のあった地域と前計画地の王寺駅南部分を含めて9か所の、検討基準と検討の考え方を整理して、アクセス性9項目、敷地条件6項目、スケジュール5項目、整備費用4項目について精査された結果は

上の表のとおりで、斑鳩町の法隆寺駅南地区を建設予定地と決定されました。

「整備費用は約80億円を節減」

- ・現在、医療従事者約600名が勤務する2次救急病院としての機能や奈良県病院機構の財務状況の改善を含めて検討すると共に、西和地域の公共交通の構築や救急搬送時間を左右する周辺道路の再整備も進めなくてはなりません。
- ・今年の元日には、能登半島で震度7マグニチュード7.6という大地震が発生し、



(現在の西和医療センター)

◀ 耐震改修工事が行われたが、主棟、南棟の一部で耐震基準が不足している現在の西和医療センター

(裏面につづく→)

200人以上の方々がお亡くなりになるという大きな被害が発生しました。そして、9月には、その能登半島を中心として400mm/日の降雨があり、地震の後片付けが終わらない各地に追い打ちをかけました。

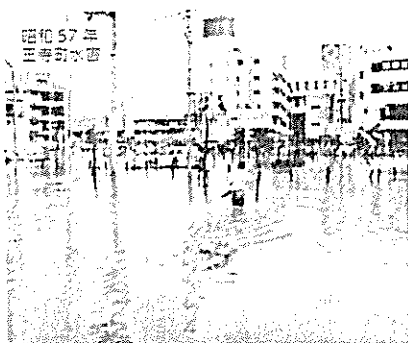
・王寺町が昭和57年8月に2度にわたって蜀下川からの溢水によりJR 王寺駅を中心として全壊 66 戸、半壊 174 戸、床上浸水

1445 戸、床下浸水 272 戸という大きな被害を受けましたが、当時の雨量は160 mm/日であり、水害に対するリスクが低い場所を検討すべきことは言うまでもありません。

・大規模災害時における病院機能の確保やSCU の設置、感染症対策をしっかりとするためには、現病院以上の用地の確保が必要であり、50年後の建替えの事も

考慮する必要があることから、出来るだけ広い面積の確保が必要です。

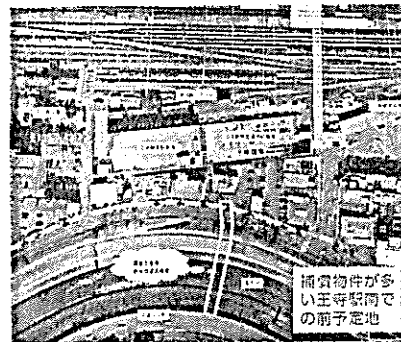
・蛇足ですが、奈良県病院機構の西和医療センターが王寺駅前に建設されても、王寺町には固定資産税が一銭も入りませんので、商業地域には、民間活力による商業施設の誘致が第一で、人口減少に耐える税収を確保しなければ王寺町、西和地域の未来はありません。



王寺町ホームページより



Google より清水が作成



Google より清水が作成

## 奈良県議会が令和5年度決算を不認定!!

山下知事が誕生し、大型公共事業（約72億円）の予算執行停止、見直しを行ったことを理由に、令和5年度の決算を自民党無所属の会（22）、公明党（3）、新政なら（2）、共産党（1）が不認定としました。

大型事業の見直しは、山下知事が知事選挙の公約に掲げた目玉政策であり、独断専行の前知事時代の奈良県政を改め、県民に軸足を置いた行政を求めたのは奈良県民です。

その思いを否定し、奈良県を改革されては困るという今回の不認定は、県民への背信行為とも言えます。

日本維新の会派は、山下知事の政策だからと言ってなんでも賛成してきたわけではありません。時には厳しい論戦も行っています。それは、県民の安心安全が守られ、県民生活が少しでも向上することを考

えているからです。

しかし、他会派は党利党略の為「反対のための反対」の繰り返しで県民の民意を否定している行動を行っています。「対話が足りない」とか「説明不足」を指摘している他会派の議員ですが、是非とも県議会の録画をご覧になって下さい。山下知事が全ての細かな質問に真摯に答弁し、説明を尽くしている姿が良くわかります。（以上は、奈良県議会日本維新の会派Newsより転載。）

### 【予算執行停止とは】

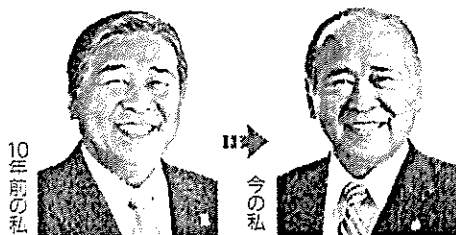
各事業に関連予算が計上されているが、その予算を減額補正することなく予算の執行を中止する指示を行うことです。当該年度予算に計上されている以上、事務的には委託料や工事の発注が可能であり、それぞれの職による決裁規定の範囲内で実施さ

れないように行なうものです。

「自民党無所属の会」などは、減額補正予算を上程すべきとの見解でしたが、見直し対象としている事業を停止させるには、予算執行停止の指示を行う以外には方法がありません。

具体的には、リニア中央新幹線・関西国際空港接続線事業（▲1900億円）、大和西大寺駅高架化・近鉄奈良線移設事業（▲800億円）、2000m級滑走路を含む大規模広域防災拠点位事業（▲650億円）；将来の総事業費

これにより、58億円の県債発行を抑制し、生まれた財源の一部で、過去より維新議員より指摘されていた「高校授業料無償化」を始め、「県立高校のトイレ改修」、「道路・公園のリフレッシュ」に対する予算増を実現。



政治の世界で14年間鍛えられ髪が薄り、シワが増えました！しかし、政治経験はUP!

「地元王寺町を思う気持ち」、  
「西和地域の発展を願う気持ち」、  
「先人のまちづくりに対する感謝の気持ち」を忘れずに

# やる気満々!!



清水 勉 様

10714

請 求 書

納品No 250109006  
( 1 / 1 )

Shinko Advance

株式会社 シンコーアドバンス

2025年 1月 9日

(営業本部) 〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠259-4  
TEL 0745(55)4800 FAX 0745(55)4842  
(大阪営業所) 〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43  
あべのハルカス31階 〒06(6625)5135  
(本 社) 〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目7-6  
(振込銀行) 南都銀行  
三菱UFJ銀行  
奈良中央信用金庫

登録番号：T4150001012827

| 商品コード      | 品 名                | 規 格 | 度 数 | 数 量    | 単 位 | 単 価       | 金 額                |
|------------|--------------------|-----|-----|--------|-----|-----------|--------------------|
| 2404398 01 | 議会報告 令和7年1月号       | B4  | 4/4 | 14,000 | 枚   | 9.80      | 137,200<br>(外税10%) |
| 2404398 02 | デザイン編集費            | B4  |     | 1      | 枚   | 30,000.00 | 30,000<br>(外税10%)  |
| 2404398 03 | 新聞折込(4紙)、日経新聞      | B4  |     | 4,950  | 枚   | 3.10      | 15,345<br>(外税10%)  |
| 2404398 04 | ポスティング(王寺町全域)      | B4  |     | 7,500  | 枚   | 2.80      | 21,000<br>(外税10%)  |
| 2404398 05 | 納品分二つ折り850+四つ折り700 | B4  |     | 1,550  | 枚   | 5.00      | 7,750<br>(外税10%)   |

摘要: マットコート67.5kg、フルカラー印刷

※折込: 奈良サンケイ企画 4950枚 2025年1月11日(土)折込

※ポスティング王寺全域7500枚 2025年1月18日(土)~24日(金)

※重箱所納品分1550枚(二つ折り850+四つ折り700)(両面装)

|                                                    |     |         |
|----------------------------------------------------|-----|---------|
| 担当                                                 | 小計  | 211,295 |
| 誠に恐れ入りますが、御請求額<br>10,000円未満の振込料はお客様<br>ご負担にてお願いします | 消費税 | 21,129  |
|                                                    | 合計  | 232,424 |

第11号様式の10（第5条関係）

| 政務活動記録簿（年会費負担）                |                                                                                                                                                                            |         |         |       |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|-------|
| 会派・議員名 清水 勉                   |                                                                                                                                                                            |         |         |       |
| 年 月 日                         | 令和7年1月24日                                                                                                                                                                  |         |         |       |
| 年会費名                          | 奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会（年会費）                                                                                                                                                   |         |         |       |
| 相手方                           | 奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会                                                                                                                                                        |         |         |       |
| 年会費支払目的                       | 情報収集し、議会での質問に役立てるため                                                                                                                                                        |         |         |       |
| 按分率の説明                        | 按分率 100%<br>その理由（すべて政務活動に要する経費である）                                                                                                                                         |         |         |       |
| 活動内容等<br><br>※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容<br/>がん医療対策の向上、緩和ケアの推進、ホスピスの更なる開設、在宅医療の充実と緊密な連携等を進める。</p> <p>◆本会の活動頻度<br/>ホスピス講演会、勉強会、すすめる会通信の発行</p> <p>◆参加者の状況<br/>個人や団体の賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p> |         |         |       |
| 経費                            | 項目                                                                                                                                                                         | 金額      | 内容      | 領収書番号 |
|                               | 年会費                                                                                                                                                                        | 2,000 円 | 講演会、勉強会 | 175   |
|                               |                                                                                                                                                                            |         |         |       |
|                               |                                                                                                                                                                            |         |         |       |
|                               |                                                                                                                                                                            |         |         |       |
|                               |                                                                                                                                                                            |         |         |       |
|                               |                                                                                                                                                                            |         |         |       |
|                               | 合計      ¥2,000 円 （すべて政務活動）→1,666 円                                                                                                                                         |         |         |       |
| 備考                            | 添付資料：会 則<br>会費；令和7年1月分までを対象として計上    2,000*10/12=1,666                                                                                                                      |         |         |       |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# 奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会

## ●会則

### 第1条(名称)

本会は奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会と称する。

### 第2条(目的)

本会は奈良県にホスピス・緩和ケア病棟の誘致のための方策について勉強し実現を図ることを目的とする。

### 第3条(会員)

1. 本会の趣旨に賛同する個人や団体は、誰でも会員になることができる。
2. 会員は所定の会費を納入しなければならない。

### 第4条(運営委員会)

1. 会の円滑な運営を図るために、運営委員会を設ける。
2. 運営委員会は、本会の趣旨と使命を果たすために必要な活動を、企画実施する。
3. 運営委員は、会員の中から選出し、総会の承認を受ける。

### 第5条(役員)

1. 運営委員の中から会長、副会長、事務局長、会計監事を選出する。
2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第6条(総会)

1. 本会は年1回の定例総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。  
総会は運営委員会が招集する。
2. 定例総会は、年次の会計、および活動の報告、役員および運営委員の改選、その他の事項を審議する。

### 第7条(勉強会)

1. 本会は必要に応じて勉強会を開催する。
2. 勉強会には非会員の参加を妨げない。

## 第8条(会費)

会費は年額2000円と定める。

## 第9条(財務)

本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入によって賄う。

## 第10条(事業および会計年度)

本会の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第11条(会則の変更)

本会則は総会出席者の過半数の議決を経て変更できる。

奈良県ホスピスとがん医療をすすめる会

奈良県北葛城郡河合町高塚台1-8-1 奈良ニッセイエデンの園内

Tel: 0745-33-2100 Fax: 0745-33-2101

# 奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会通信 No.127

現在会員数163名

【1】 第 95 回勉強会のお知らせ

【2】 第 94 回勉強会に参加して

浦嶋 偉晃

【3】 「がん検診を受けよう！」

奈良県民会議街頭啓発運動に参加しました

【4】 奈良県山下知事に要望書を提出しました

浦嶋 偉晃

【5】 会費納入のお願い

【6】 編集後記

---

この通信は、奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会会員のみなさんにお送りしています。

---

【1】 第 95 回勉強会のお知らせ

日 時 2025 年 3 月 9 日(日) 13時30分～15時30分  
(開場 13時)

会 場 奈良県女性センター 3 階 講座室1・2  
近鉄奈良駅より徒歩 5 分

テーマ 「最後まで自分らしく過ごすために」

話題提供者 満岡 聡さん  
満岡内科クリニック 理事長・院長 (佐賀市)

【2】 第94 回勉強会に参加して

浦嶋 偉晃

【仏教者へのニーズはどこに？】

9 月 28 日、浄土宗願生寺住職 訪問看護ステーション「さっとさんが願生寺」共同代表・チャプレンの大河内大博さんを講師にお招きして、「エンド・オブ・ライフ・ケアに関わる仏教者の活動 ～仏教者は本当に求められているのか？」というテーマで、第 94 回 奈良県ホスピスとがん医療をすすめる会 勉強会を開催させていただきました。

30名もの皆様にご来場いただき、講演、質疑応答という濃厚な2時間でした。

大河内さんは大学生時代から、新潟県長岡市にある長岡西病院ビハーラ病棟で活動を開始され、定期的に大学のある東京から通っておられました。

大河内さんが通われていた大学は仏教系でなく、そこでご自身の成り立ちとは違う様々な人と出会い、新たな刺激を受けられました。

そして成澤光先生と出會われ、授業の中で終末期医療の単元で、「ビハーラ」に出会い、衝撃を受けられ、卒論のテーマは、「ターミナルケアにおける制度的・倫理的諸問題」という内容で書かれたそうです。

それから自坊に戻られ、大河内さんのご活躍が始まります。

まずは臨床宗教運動がどのように展開されていったのかをWHO 緩和ケアの定義(2002)から、スピリチュアルの系譜についてご説明いただきました。

スピリチュアルな苦痛

・なぜ、私は、今、死ななければならないのか？

・人生の意味とは何か？

・私は、なぜ生き続けなければならないのか？

苦痛に何の意味があるのか？

・なぜ、私は苦悩しなければならないのか？

・私の人生で重要だったのは何か？

・死後の世界はあるのか？

・愛する人に再び会えるのだろうか？

・私は間違っていたのか？

欧米の病院では、病院の中に祈る場所やこころのケアをする人(チャプレンなど) 存在するのは当たり前ですが、日本では明治の初期に西洋医学を導入し病院が創られたとき、スピリチュアルケアをすっかりはずす形で行われ、それ以来、医療が科学中心になり、スピリチュアルなことは疎まれてきて、1990年ごろからようやく、その重要性が注目されはじめ、学会などの設立に繋がったようです。

大河内さんが言われたのは、「仏教者に話を聞いてもらいたいというニーズなんて患者から聞いたことがない」⇒「ニーズはないのではなく、埋もれているのではないか」

埋もれているニーズを掘り起こす

①「ニーズ」への眼差しを持つ医師・看護師との協同

②「苦悩の意味」に寄り添い続けられる専門職であるかどうか

⇒仏教者であるかどうかは日本において「絶対必要条件」にはならない

### 【3】「がん検診を受けよう！」奈良県民会議キャンペーンに参加しました

10月10日に「がん検診を受けよう！」奈良県民会議の街頭啓発運動に参加しました。

当日は、JR王寺駅連絡通路の九度大橋にて奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課の方々、王寺町のボランティア団体の方々と一緒に「がん検診を受けよう！」のチラシを配布させて頂きました。

道行く多くの方も「がん検診」には関心を持たれている様で、1時間の配布時間予定でしたが、30分で用意した資料を全て配布する事が出来ました。

#### 【4】奈良県山下知事に要望書を提出しました

12月2日、奈良県庁にて山下奈良県知事に、来年度のがん対策の要望書を提出しました。

これは11月8日に、がん議連の議員の先生方が、我々ががん患者等の会と懇談会、意見交換会を開催していただき、その時に我々がお願いしました要望を、がん議連の先生方でご検討いただき、それを「要望書」という形で纏めていただきました。

今回は6項目の事項の要望をさせていただきました。

- ① がん検診受診率向上対策の充実
- ② アピアランスケアに対する支援
- ③ オストメイトへの支援について
- ④ がん患者に対する精神医療
- ⑤ がんに関わる人材の裾野拡大について
- ⑥ がんに対する啓発活動

短い面談時間でしたが、がん議連の先生方のお陰で、このように動きができるのは、本当に感謝です。奈良県のがん対策、やはりもう一度、原点に戻って、各職種、立ち位置で一致団結して頑張らないといけないと強く思いました。



### 【5】会費納入のお願い

この会は会員の皆様の会費で支えられています。

2024年度会費2,000円未納の方は、よろしくお願い致します。

## 【6】 編集後記

明けまして おめでとうございます。

令和7年、新しい年が始まりました。会員の皆様方には良いお年をお迎えのことと思います。今年は天災、人災もなく、穏やかで平和な年になってほしいと願っております。昨年のご協力をありがとうございました。今年もどうかよろしくお願いいたします。

[illegible]

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会

会長：浦嶋 偉晃

**URL:**<http://nara-hospice.org/>

〒636-0071 北葛城郡河合町高塚台 1-8-1 奈良ニッセイエデンの園内

**Email:**

TEL 0745-33-2100

FAX 0745-33-2101

■運當委員(五十音順・敬称略)

[illegible]

第11号様式の11（第5条関係）

| 令和 6 年度事務所状況報告書 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会派・議員名 清 水 勉    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ① 政務活動事務所       | <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ② 所在地           | 住所 北葛城郡王寺町太子3丁目1-15<br>電話 0745-31-3710 延べ床面積 29.16㎡                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ③ 他用途との兼用       | <input type="checkbox"/> 無<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所<br><input type="checkbox"/> 政党事務所<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                                                                          |
| ④ 所有区分          | <input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有<br><input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件（賃貸借契約先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ）<br>所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者<br><input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人<br>（登記簿の目的に不動産の賃貸有）<br><input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人<br>（登記簿の目的に不動産の賃貸無） |
| ⑤ 按分率の考え方       | <input type="checkbox"/> 使用実態（使用面積又は使用時間による）<br><input type="checkbox"/> 事務所全体面積 ㎡ (a) うち政務活動使用面積 ㎡ (b)<br><input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 300時間 (a) うち政務活動使用時間 150時間 (b)<br>(b) / (a) = 150 / 300 → 按分率 1 / 2                                                                                                                                    |
| ⑥ 事務所賃借料の計上     | <input type="checkbox"/> 無<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2<br>(按分率の考え方： 後援会事務と時間按分)                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ⑦ 駐車場代の計上       | <input type="checkbox"/> 無<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 /<br><input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2<br>(按分率の考え方： 事務所賃借料と同率で按分)                                                                                                                                                                      |
| ⑧ 光熱水費・維持管理費の計上 | <input type="checkbox"/> 無<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2<br>(按分率の考え方： 事務所賃借料と同率で按分)                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ⑨ 備考            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

## 事務所賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と借主 奈良県議会議員 清水 勉 (以下、「乙」という。)は、本日、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

### (物 件)

第1条 甲は、次記載の建物（以下「本件建物」という）と付属の乗用車1台分の東側駐車スペースを乙に賃貸し、乙は、これを賃借することを承諾する。

所在地： 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900番11地内事務所及び乗用車1台分の東側駐車スペース

(住居表示；奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15)

### (賃 料)

第2条 賃料は1か月金5万5千円とし、乙は毎月末までに翌月分の賃料を甲に支払う。  
(一部期間の一括支払いを妨げないが、その場合は前納とする。)

2 物価、公租公課その他の負担の変動により、又は、近隣の賃料と比較して前項の賃料が著しく不相当となったときは、甲・乙協議のうえ賃料の増減をすることが出来る。

### (契約期間)

第3条 本賃貸借契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

2 本賃貸借契約期間満了のとき、双方から解約の申し出がない限り自動更新するものとする。

3 甲又は乙が、本賃貸借契約を解約するときは、相手方に対して書面をもって解約の申し入れをしなければならない。この場合、甲・乙ともに解約の申し入れをする場合には3か月前にしなければならない。

4 本賃貸借契約は、甲が解約する場合は、乙が解約申し入の書面を受け取った日から6か月後に、乙が解約する場合は甲が解約申し入の書面を受け取った日から3か月後に終了するものとする。

### (使用目的)

第4条 乙は、本件建物を政治活動用事務所としてのみ使用するものとする。

2 乙が前項の使用目的を変更しようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けなければならない。

(行為の制限)

第5条 乙は次の行為を行ってはならない。

- ① 本件建物を、増築・改築、大修繕し、またはこれに造作を加えること。
- ② 本件建物の全部もしくは一部について、転貸もしくは賃借権を譲渡すること。

2 乙において止むを得ない事情により、前項の行為をしようとするときは、予め書面又は口頭により甲の承諾を受けるものとする。

(契約の解除要件)

第6条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 賃料を2回以上延滞したとき。
- ② その他本契約に違反したとき。

2 前各号に掲げるものの他、乙において甲乙間の信頼関係を破壊する行為があったとき。

(原状回復)

第7条 乙は、期間満了、合意解約、解除等により本契約終了後甲から明け渡しを求められたときは、ただちに本件建物を原状に復し、甲に明け渡すものとする。

2 乙が、前項の明け渡し義務の履行を遅滞したときは、損害金として期間満了の日または契約解除の日より明け渡しを終了した日まで日割計算をもって、賃料の倍額に相当する使用損害金を支払うものとする。

(権利放棄)

第8条 前条による本件建物明け渡しのときに撤去されなかった物件は、乙が第5条第2項により付加した造作を含め、すべて甲の所有に帰し、たとえ乙がそのために損害を蒙っても甲に対して何等の請求をしないものとする。

(保証金)

第9条 甲は、乙に対して本契約締結に対する保証金を免除する。

(負担区分など)

第10条 乙は、本契約期間中の本件建物の光熱水費を負担する。

2 乙は、契約期間中において本件建物及び周辺の維持管理を適切に行い、近隣に迷惑をかけてはならない。

(その他)

第11条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもつて協議の上解決するものとする。

(前契約の解除)

第 12 条 本契約の締結により、平成 28 年 4 月 1 日付けの前賃貸借契約は解除するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲・乙署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

令和 6 年 4 月 1 日

貸 主 (甲)

借 主 (乙)

奈良県議会議員

清水 勉



# 駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

|                  |                                |       |            |                  |
|------------------|--------------------------------|-------|------------|------------------|
| 名 称              | 美しヶ丘モータープール                    |       |            |                  |
| 所 在 地            | 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58          |       |            |                  |
| 駐 車 料            | 金 8,000円也                      | 保 証 金 | 金 16,000円也 |                  |
| 契約使用期間           | 令和6年3月1日～令和 年 月 日              |       |            | 指 定<br>駐車番号<br>3 |
| 駐 車 料 金<br>振 込 先 | 奈良中央信用金庫 口座番号 口座名義 美しヶ丘モータープール |       |            |                  |

下記 貸主 (甲) と下記 借主 (乙) は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

(貸 主)

住 所

氏 名

電話番号

(借 主)

住 所

〒636-0023  
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目15

氏 名

清水 勉

電話番号 TEL

0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。  
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第3条 乙の都合による中途解約及び契約違反による契約解消の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を故なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされないで解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに搬去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方的に契約を解除することがある。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した個所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと  
又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

# 駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

|                  |                                |       |             |   |
|------------------|--------------------------------|-------|-------------|---|
| 名 称              | 美しヶ丘モータープール                    |       |             |   |
| 所 在 地            | 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58          |       |             |   |
| 駐 車 料            | 金 8,000円也                      | 保 証 金 | 金 16,000円也  |   |
| 契約使用期間           | 令和6年3月1日～ 年 月 日                |       | 指 定<br>駐車番号 | 5 |
| 駐 車 料 金<br>振 込 先 | 奈良中央信用金庫 口座番号 口座名義 美しヶ丘モータープール |       |             |   |

下記 貸主 (甲) と下記 借主 (乙) は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

令和6年 3 月 1 日

(貸 主) 住 所

氏 名

電話番号

(借 主)

住 所 〒636-0023  
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名

清 水 勉

電話番号

0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。  
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第3条 乙の都合による中途解約及び契約違反による契約解消の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を故なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされないで解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに搬去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方的に契約を解除することがある。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した個所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと  
又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

## 令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 雇用者                 | 氏名<br>住所                                                                                                                                                                                                                                                                                | 電話番号 |
| ② 雇用形態                | <input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用<br><input type="checkbox"/> 派遣等                                                                                                                                                                                                                |      |
| ③ 雇用期間                | 令和6年4月1日～令和7年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |
| ④ 職務内容                | 政務活動関連事務処理補助等                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |
| ⑤ 給料（賃金）              | 1,000 円 （ <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給）                                                                                                                                                                               |      |
| ⑥ 按分率の考え方             | <input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合<br>政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間）<br>→ 按分率 /                                                                                                                                                                                                     |      |
|                       | <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合<br>政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日）<br>→ 按分率 /                                                                                                                                                                                                        |      |
|                       | <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合（政務活動＋後援会活動） → 按分率 1 / 2                                                                                                                                                                                                                   |      |
| ⑦ 添付書類                | <input type="checkbox"/> 無<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <div style="margin-left: 20px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳<br/> <input type="checkbox"/> 租税関係書類<br/> <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類         </div> |      |
| ⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出 | 上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。<br><input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。<br><input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。                                                                                                                                              |      |
| ⑨ 備考                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 雇 用 契 約 書

|         |  |         |
|---------|--|---------|
| ふ り が な |  | 生 年 月 日 |
| 氏 名     |  |         |
| 現 住 所   |  | Tel.    |

下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す

|                   |                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 雇 用 期 間           | 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1日まで                                                  |
| 就 業 場 所           | 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15                                                                 |
| 仕 事 内 容           | 一般事務、後援会活動補助事務                                                                      |
| 就 業 時 間<br>(休憩時間) | 午前・午後 9 時 00 分から 午前・午後 5 時 00 分まで<br>( 12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間 )<br>のうち週15時間程度 |
| 休 日               | 申請による                                                                               |
| 給 与 (賃 金)         | 時給 1, 0 0 0 円 ※ 時間外勤務は、法規定による。                                                      |
| 給 与 支 払           | 月末締 翌10日払 (勤務時間 6 0 hr/月を標準とする。)                                                    |
| 給 与 振 込 先         | 南都銀行                                                                                |

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 6 年 4 月 1 日

奈良県議会議員

雇 用 者

清水 勉

被雇用者

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 清水 勉】

| 雇用者氏名                                             | 住所     | 生年月日   | 性別     | 雇入年月日  | 31.4.1 |        |        |        |        |        |  |        |        |         |
|---------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|---------|
|                                                   |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        |         |
| 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 賞与1 賞与2 合計 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        |         |
| 労働日数                                              | 14     | 8      | 11     | 14     | 14     | 13     | 14     | 15     | 14     | 14     |  |        |        | 131     |
| 労働時間数                                             | 51.00  | 40.25  | 59.00  | 74.00  | 70.00  | 68.00  | 68.75  | 76.25  | 73.75  | 70.00  |  |        |        | 651.00  |
| 時間外労働                                             | 1.00   | 1.00   | 1.25   | 3.00   | 1.50   | 1.00   | 1.25   | 3.50   | 1.50   | 2.75   |  |        |        | 17.75   |
| 休日労働                                              |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0.0     |
| 深夜労働                                              |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0.0     |
| 遅刻早退                                              | 0.25   |        |        | 0.25   |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0.50    |
| 基本給                                               | 48,450 | 40,250 | 59,000 | 74,000 | 70,000 | 68,000 | 74,200 | 82,700 | 78,700 | 76,950 |  | 31,726 | 33,661 | 737,637 |
|                                                   |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
|                                                   |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
|                                                   |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
| 勤怠減額                                              | -237   |        |        | -250   |        |        |        | -1,250 | -750   |        |  |        |        | -2,487  |
| 時間外手当                                             | 950    | 1,000  | 1,250  | 3,000  | 1,500  | 1,000  | 1,250  | 3,500  | 1,500  | 2,750  |  |        |        | 17,700  |
| 通勤手当(課税)                                          |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
| 通勤手当(非課税)                                         | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  |  |        |        | 0       |
| 課税合計                                              | 49,163 | 41,250 | 60,250 | 76,750 | 71,500 | 69,000 | 70,000 | 78,500 | 74,500 | 72,750 |  | 31,726 | 33,661 | 42,000  |
| 非課税合計                                             | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  | 4,200  |  |        |        | 729,050 |
| 総支給額                                              | 53,363 | 45,450 | 64,450 | 80,950 | 75,700 | 73,200 | 74,200 | 82,700 | 78,700 | 76,950 |  | 31,726 | 33,661 | 771,050 |
| 健康保険料                                             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
| 介護保険料                                             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
| 厚生年金保険料                                           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
| 雇用保険保険料                                           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
| 社会保険料合計                                           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
| 課税対象額                                             | 49,163 | 41,250 | 60,250 | 76,750 | 71,500 | 69,000 | 70,000 | 78,500 | 74,500 | 72,750 |  | 31,726 | 33,661 | 729,050 |
| 所得税                                               | 1,505  | 1,263  | 1,845  | 2,350  | 2,190  | 2,113  | 2,144  | 2,404  | 2,281  | 2,228  |  | 3,239  | 3,436  | 26,998  |
| 市町村民税                                             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
|                                                   |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
|                                                   |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        | 0       |
| 控除額合計                                             | 1,505  | 1,263  | 1,845  | 2,350  | 2,190  | 2,113  | 2,144  | 2,404  | 2,281  | 2,228  |  | 3,239  | 3,436  | 26,998  |
| 差引支給額                                             | 51,858 | 44,187 | 62,605 | 78,600 | 73,510 | 71,087 | 72,056 | 80,296 | 76,419 | 74,722 |  | 28,487 | 30,225 | 744,052 |
| 領収印                                               |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |  |        |        |         |

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 雇用者                 | 氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span><br>住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 電話番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>                                                              |
| ② 雇用形態                | <input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用<br><input type="checkbox"/> 派遣等                                                                                                                                                                                                                        |
| ③ 雇用期間                | 令和6年4月1日～令和7年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ④ 職務内容                | 政務活動関連事務処理補助等                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑤ 給料（賃金）              | 1,000 円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 )                                                                                                                                                                                      |
| ⑥ 按分率の考え方             | <input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合<br>政務活動時間 (    時間 ) / 政務活動 (    時間 ) + その他業務 (    時間 )<br>→ 按分率    /<br><input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合<br>政務活動日数 (    日 ) / 政務活動 (    日 ) + その他業務 (    日 )<br>→ 按分率    /<br><input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合（政務活動+後援会活動） → 按分率    1 / 2 |
| ⑦ 添付書類                | <input type="checkbox"/> 無<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書<br><input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳<br><input type="checkbox"/> 租税関係書類<br><input type="checkbox"/> 社会保険関係書類                                                               |
| ⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出 | 上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。<br><input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。<br><input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。                                                                                                                                                      |
| ⑨ 備考                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 雇用契約書

|                        |                                                                                     |      |         |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|
| ふりがな                   |                                                                                     |      | 生 年 月 日 |
| 氏 名                    |                                                                                     |      |         |
| 現 住 所                  |                                                                                     |      | Tel     |
| 下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す  |                                                                                     |      |         |
| 雇 用 期 間                | 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1日 まで                                                 |      |         |
| 就 業 場 所                | 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15                                                                 |      |         |
| 仕 事 内 容                | 一般事務、後援会活動補助事務                                                                      |      |         |
| 就 業 時 間<br>(休憩時間)      | 午前・午後 9 時 00 分から 午前・午後 5 時 00 分まで<br>( 12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間 )<br>のうち週10時間程度 |      |         |
| 休 日                    | 申請による                                                                               |      |         |
| 給 与 (賃 金)              | 時給 1,000円 ※ 時間外勤務は、法規定による。                                                          |      |         |
| 給 与 支 払                | 月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とする。)                                                       |      |         |
| 給 与 振 込 先              | 南都銀行                                                                                |      |         |
| 上記契約期間満了をもって本契約を解消する。  |                                                                                     |      |         |
| 契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 |                                                                                     |      |         |
| 令和 6 年 4 月 1 日         |                                                                                     |      |         |
| 奈良県議会議員                |                                                                                     |      |         |
| 雇 用 者                  |                                                                                     | 清水 勉 |         |
| 被雇用者                   |                                                                                     |      |         |

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 清水 勉】

| 雇用者氏名     | 住所     | 生年月日   | 性別     | 雇入年月日  | 31.4.1 |        |        |        |        |        |    |        |        |         |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|--------|--------|---------|
|           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        |         |
| 4月        | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月 | 賞与1    | 賞与2    | 合計      |
| 労働日数      | 13     | 7      | 7      | 10     | 7      | 7      | 7      | 9      | 8      | 7      |    |        |        | 82      |
| 労働時間数     | 39.00  | 21.00  | 21.00  | 30.00  | 21.00  | 21.00  | 21.00  | 26.75  | 24.00  | 20.50  |    |        |        | 245.25  |
| 時間外労働     | 0.75   | 0.25   | 0.25   | 0.50   | 0.25   | 0.25   | 0.25   | 0.50   | 0.25   | 1.00   |    |        |        | 4.25    |
| 休日労働      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0.0     |
| 深夜労働      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 遅刻早退      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0.00    |
| 基本給       | 37,050 | 21,000 | 21,000 | 30,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 26,750 | 24,000 | 20,500 |    | 18,274 | 11,339 | 272,913 |
|           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
|           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
|           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 勤怠減額      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 時間外手当     | 713    | 250    | 250    | 500    | 250    | 250    | 250    | 500    | 250    | 1,000  |    |        |        | 4,213   |
| 通勤手当(課税)  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 通勤手当(非課税) |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 課税合計      | 37,763 | 21,250 | 21,250 | 30,500 | 21,250 | 21,250 | 21,250 | 27,250 | 24,250 | 21,500 |    | 18,274 | 11,339 | 277,126 |
| 非課税合計     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 総支給額      | 37,763 | 21,250 | 21,250 | 30,500 | 21,250 | 21,250 | 21,250 | 27,250 | 24,250 | 21,500 |    | 18,274 | 11,339 | 277,126 |
| 健康保険料     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 介護保険料     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 厚生年金保険料   |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 雇用保険保険料   | 227    | 127    | 127    |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 481     |
| 社会保険料合計   | 227    | 127    | 127    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |    |        |        | 481     |
| 課税対象額     | 37,536 | 21,123 | 21,123 | 30,500 | 21,250 | 21,250 | 21,250 | 27,250 | 24,250 | 21,500 |    | 18,274 | 11,339 | 276,645 |
| 所得税       | 1,149  | 646    | 646    | 934    | 650    | 650    | 650    | 834    | 742    | 658    |    | 1,865  | 1,157  | 10,581  |
| 市町村民税     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
|           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
|           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        | 0       |
| 控除額合計     | 1,376  | 773    | 773    | 934    | 650    | 650    | 650    | 834    | 742    | 658    |    | 1,865  | 1,157  | 11,062  |
| 差引支給額     | 36,387 | 20,477 | 20,477 | 29,566 | 20,600 | 20,600 | 20,600 | 26,416 | 23,508 | 20,842 |    | 16,409 | 10,182 | 266,064 |
| 領収印       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |        |        |         |

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                |      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 雇用者                 | 氏名<br>住所                                                                                                                                                                                                                                                       | 電話番号 |
| ② 雇用形態                | <input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用<br><input type="checkbox"/> 派遣等                                                                                                                                                                                       |      |
| ③ 雇用期間                | 令和6年度中                                                                                                                                                                                                                                                         |      |
| ④ 職務内容                | 政務活動関連事務処理補助等<br>主に議会報告のポスティング                                                                                                                                                                                                                                 |      |
| ⑤ 給料（賃金）              | 1,000円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 )                                                                                                                                                      |      |
| ⑥ 按分率の考え方             | <input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合<br>政務活動時間（ 時間 ）／政務活動（ 時間 ）＋その他業務（ 時間 ）<br>→ 按分率 /<br><br><input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合<br>政務活動日数（ 日 ）／政務活動（ 日 ）＋その他業務（ 日 ）<br>→ 按分率 /<br><br><input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合（政務活動＋後援会活動） → 按分率 1 / 2 |      |
| ⑦ 添付書類                | <input type="checkbox"/> 無<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書（パートタイム雇用契約書）<br><input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳<br><input type="checkbox"/> 租税関係書類<br><input type="checkbox"/> 社会保険関係書類                 |      |
| ⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出 | 上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。<br><input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。<br><input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。                                                                                                                     |      |
| ⑨ 備考                  |                                                                                                                                                                                                                                                                |      |

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## パートタイム雇用契約書

使用者 奈良県議会議員 清水 勉（以下、「甲」という。）と労働者 [REDACTED]（以下「乙」という。）は、以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 雇 用 形 態 | アルバイト                                                         |
| 雇 用 期 間 | ① 期間の定めなし（令和6年度中）<br>2. 期間の定めあり<br><br>（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日迄） |
| 就 業 場 所 | 奈良県議会議員 清水 勉 事務所                                              |
| 就 業 時 間 | 午前9時00分 から 午後5時00分まで                                          |
| 休 憩 時 間 | 午後0時00分 から 午後0時45分まで（原則）                                      |
| 休 日     | 土・日・祝・その他（指定日）                                                |
| 賃 金     | 時 給：1,000円<br><br>交通費：なし 、給食費：1000円/日                         |
| 支 払 日   | 作業終了後の翌週中                                                     |
| 昇 給     | 奈良県最低賃金改定による。                                                 |
| 賞与・退職金  | 賞与：なし 退職金：なし                                                  |
| そ の 他   | アルバイトの概要；清水 勉議会報告等のポスティングほか                                   |

上の合意を証するため本契約書2通をお作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を予感する。

令和6年5月1日

(甲) 奈良県議会議員 清水 勉 [REDACTED]

清水 勉 [REDACTED]

(乙) 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 清水 勉】

| 雇用者氏名     | 住所    | 生年月日 | 性別 | 雇入年月日 | 6.2.7  |     |     |     |    |    |    |     |     |        |
|-----------|-------|------|----|-------|--------|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|--------|
| 4月        |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     |        |
| 労働日数      | 5月    | 6月   | 7月 | 8月    | 9月     | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 賞与1 | 賞与2 | 合計     |
| 労働時間数     | 2     |      |    |       | 2      |     |     |     |    |    |    |     |     | 4      |
| 時間外労働     | 8.00  |      |    |       | 11.00  |     |     |     |    |    |    |     |     | 19.00  |
| 休日労働      |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0.00   |
| 深夜労働      |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0.0    |
| 遅刻早退      |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 基本給       | 8,000 |      |    |       | 11,000 |     |     |     |    |    |    |     |     | 0.00   |
| 給食費       | 1,000 |      |    |       | 1,000  |     |     |     |    |    |    |     |     | 19,000 |
|           |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 2,000  |
|           |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 勤怠減額      |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 時間外手当     |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 通勤手当(課税)  |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 通勤手当(非課税) |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 課税合計      | 9,000 |      |    |       | 12,000 |     |     |     |    |    |    |     |     | 21,000 |
| 非課税合計     |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 総支給額      | 9,000 |      |    |       | 12,000 |     |     |     |    |    |    |     |     | 21,000 |
| 健康保険料     |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 介護保険料     |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 厚生年金保険料   |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 雇用保険保険料   |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 社会保険料合計   |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 課税対象額     |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 所得税       |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 市町村民税     |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
|           |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
|           |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 控除額合計     |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     | 0      |
| 差引支給額     | 9,000 |      |    |       | 12,000 |     |     |     |    |    |    |     |     | 21,000 |
| 領収印       |       |      |    |       |        |     |     |     |    |    |    |     |     |        |

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

| 番号    | 名称   | 規格・機種          | 数量 | 取 得              |                |           | 処 分   |       | 保 管 場 所  | 備 考<br>( 購 入 先 )                 |
|-------|------|----------------|----|------------------|----------------|-----------|-------|-------|----------|----------------------------------|
|       |      |                |    | 単 価<br>(単位:円)    | 取得金額<br>(単位:円) | 年 月 日     | 価 格   | 処分の内容 |          |                                  |
| 1     | パソコン | DTCF110-006H   | 1  | 127,100          | 127,100        | 令和6年4月13日 |       |       | 政務活動費事務所 | 株式会社                             |
| 2     | パソコン | DTCF062-002H33 | 1  | (令和2年度の政務活動費で購入) |                |           | 5,000 | 廃棄    | 政務活動費事務所 | 旧PC部引き上げ等<br>要処分(1000)破棄処<br>理会社 |
| 3     |      |                |    |                  |                |           |       |       |          |                                  |
| 4     |      |                |    |                  |                |           |       |       |          |                                  |
| 5     |      |                |    |                  |                |           |       |       |          |                                  |
| 6     |      |                |    |                  |                |           |       |       |          |                                  |
| 7     |      |                |    |                  |                |           |       |       |          |                                  |
| 8     |      |                |    |                  |                |           |       |       |          |                                  |
| 9     |      |                |    |                  |                |           |       |       |          |                                  |
| 10    |      |                |    |                  |                |           |       |       |          |                                  |
| 6 年度計 |      |                | 1  | 127,100          | 127,100        |           | 5,000 |       |          |                                  |

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。

2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。

3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)

4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。